

第70回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第1日）

平成28年3月4日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	6番	石堂 基		
		※午後4時25分より入場		
早退議員 (1名)	6番	石堂 基		
		※午後1時10分より退場		

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課管理 運 営 室 長	松 井 寿 登 司	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上 月 支 所 長	中 石 嘉 勝
	南 光 支 所 長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
	代表監査委員	樫 本 忠 美		
欠 席 者 (1名)	上下水道課長	上 野 耕 作		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 施政方針について
- 日程第 5. 発議第 1 号 佐用町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について 専決第 21 号）
- 日程第 7. 議案第 1 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 8. 議案第 2 号 佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 9. 議案第 3 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 10. 議案第 4 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 11. 議案第 5 号 三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定について
- 日程第 12. 議案第 6 号 道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定について
- 日程第 13. 議案第 7 号 上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 14. 議案第 8 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について
- 日程第 15. 議案第 9 号 味わいの里三日月の指定管理者の指定について
- 日程第 16. 議案第 10 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17. 議案第 11 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18. 議案第 12 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 19. 議案第 13 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 20. 議案第 14 号 三日月木工加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 21. 議案第 15 号 みどりの健康舎ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定について
- 日程第 22. 議案第 16 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について
- 日程第 23. 議案第 17 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について
- 日程第 24. 議案第 18 号 町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校運動場等跡地）
- 日程第 25. 議案第 19 号 町有財産の無償貸付けについて（旧江川保育園跡地）
- 日程第 26. 議案第 20 号 町有財産の無償貸付けについて（旧幕山小学校プール跡地）
- 日程第 27. 議案第 21 号 町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校プール跡地）
- 日程第 28. 議案第 22 号 町有財産の無償貸付けについて（上月中学校運動場横用地）
- 日程第 29. 議案第 23 号 町有財産の無償貸付けについて（旧上月工業団地公園）
- 日程第 30. 議案第 24 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 31. 議案第 25 号 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について
- 日程第 32. 議案第 26 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 33. 議案第 27 号 町道路線の変更について
- 日程第 34. 議案第 28 号 佐用町課設置条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 35. 議案第 29 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 36. 議案第 30 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 37. 議案第 43 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 38. 議案第 44 号 佐用町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 39. 議案第 31 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 40.	議案第 32 号	佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 41.	議案第 33 号	佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 42.	議案第 34 号	佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 43.	議案第 35 号	佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 44.	議案第 36 号	佐用町税条例の一部を改正する条例について
日程第 45.	議案第 37 号	佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第 46.	議案第 38 号	佐用町コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について
日程第 47.	議案第 39 号	佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例について
日程第 48.	議案第 40 号	佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 49.	議案第 41 号	佐用町移動通信用施設条例の一部を改正する条例について
日程第 50.	議案第 42 号	佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 51.	議案第 45 号	佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 52.	議案第 46 号	佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 53.	議案第 47 号	佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 54.	議案第 48 号	佐用町西新宿出張診療所条例の一部を改正する条例について
日程第 55.	議案第 49 号	佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について
日程第 56.	議案第 50 号	佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
日程第 57.	議案第 51 号	佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 58.	議案第 52 号	佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の制定について
日程第 59.	議案第 53 号	平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 60.	議案第 54 号	平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 61.	議案第 55 号	平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 62.	議案第 56 号	平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 63.	議案第 57 号	平成 27 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 64.	議案第 58 号	平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 65.	議案第 59 号	平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 66.	議案第 60 号	平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 67.	議案第 61 号	平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 68.	議案第 62 号	平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 3 号)

		の提出について
日程第 69.	議案第 63 号	平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 70.	議案第 64 号	平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 71.	議案第 65 号	平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 72.	議案第 66 号	平成 27 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 73.	議案第 67 号	平成 28 年度佐用町一般会計予算案の提出について
日程第 74.	議案第 68 号	平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について
日程第 75.	議案第 69 号	平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
日程第 76.	議案第 70 号	平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
日程第 77.	議案第 71 号	平成 28 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
日程第 78.	議案第 72 号	平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
日程第 79.	議案第 73 号	平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
日程第 80.	議案第 74 号	平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
日程第 81.	議案第 75 号	平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
日程第 82.	議案第 76 号	平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
日程第 83.	議案第 77 号	平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
日程第 84.	議案第 78 号	平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
日程第 85.	議案第 79 号	平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
日程第 86.	議案第 80 号	平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
日程第 87.	議案第 81 号	平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
日程第 88.	議案第 82 号	平成 28 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
日程第 89.	同意第 1 号	佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 90.	特別委員会の設置及び委員定数について	
日程第 91.	特別委員会委員長及び副委員長の選任について	
日程第 92.	委員会付託について	

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 70 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆さんには、おそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

寒い冬も昨今の暖かさを見ますと、春が日一日と近くなってまいっております。そうした中、議員各位におかれましては、ご健勝にてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の神戸新聞を見ますと、佐用町の一般会計並びに特別会計というような形の中で報道されておりました。

今日、本会議なので、見たところ合わせて出たような気がしたわけでありすけれども、この中に一般会計 128 億 9,800 万円、他町の予算も最近ずっと新聞で出ておりますが、それをいろいろ見比べながら高額な予算を組んでいただいているなど感謝を申し上げるところであります。

また、今日は、特に新しい取り組みとして佐用町予算の概要が出ておりました。地域振興、定住促進という形の中で、三土中学校を解体して、農業施設ということで 1 億 1,372 万円というようなことも出ておりましたし、また、少子化、子育て教育支援ということで、南光地域の保育園の建設 6 億 1,812 万円、こう出ておりました。そしてまた、農林・商工観光については、森林組合に高性能の機械の購入助成金として上げておりましたし、また、買い物弱者に対しての救済ということで、販売車の助成。また、利神城ビューポイント設置ということで、725 万円上げられております。

また、そういう新しい取り組みをしていただくことに、心から敬意を表するところでありす。

また、中には財政調整基金 23 億 1,319 万円、こういうような報道もされておりました。

今日から、非常に多くの案件でありますけれども、十分ご審議を賜りたいと思います。

また、町長をはじめ当局の皆さん方にも、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひすし、非常に多くございすが、今日、時間が 5 時が過ぎても最後までやりたいと思ひておひすので、ひとつご理解願ひたいと思ひす。

それでは、挨拶を終わります。

今期定例会において、本日付議されます案件は条例に関する案件が 27 件、平成 27 年度各会計補正予算案が 14 件、平成 28 年度各会計予算案が 16 件、その他案件が 28 件、計 85 件であります。

何とぞ、議員各位には、これらの諸案件につき慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願ひをいたしまして、開会の挨拶といたします。

それでは、町長、挨拶お願ひします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めましておはようございす。早朝からそれぞれ御苦勞さまです。

今日からいっぺんに気温が上がって春らしくなってきたようではすけれども、本日から 25 日まで 3 月定例の議会。3 月の議会は、新年度における予算の審議、議案が主なものでありますが、そのほかにたくさんの条例に関する議案、今、議長お話のように 85 件という、私の記憶しているところでは、過去最高の数の議案となっております。

それぞれ慎重にご審議いただきまして、適切なお判断を賜りたいと思ひておひす。

特に、27 年から既にスタートいたしてありますけれども、地域創生、こうした国の施策に則りまして、佐用町におきまして佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略の策定を昨年 12 月に行いました。そうした施策に則って、これから中長期的な将来を展望しながら、まず着実に 28 年度としてできることを目指して頑張っていきたいということで、いろいろな施策、事業を提案をさせていただいておひす。

十分に予算、これから提案させていただき、後、予算特別委員会、また、本会議等でご議論賜り、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思ひす。

以上、御挨拶にかえさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 70 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、教育次長、各課長、天文台公園長、各支所長、代表監査委員であります。

なお、上下水道課の上野課長が欠席でありますので、松井室長の出席を許可しておりますので、ご理解願いたいと思います。

なお、本日、1 名の方が傍聴いただいております。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名をいたします。10 番、岡本安夫議員。11 番、矢内作夫議員。

以上の両君をお願いいたします。

日程第 2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 3 月 4 日から 3 月 25 日までの 22 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 3 月 4 日から 3 月 25 日までの 22 日間と決定いたしました。

日程第 3．行政報告について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 3、行政報告であります。行政報告事項ない旨の連絡をいただきましたので、その報告をし、日程第 3 を終了いたします。

日程第 4．施政方針について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 4、施政方針に入ります。

町長から施政方針の説明を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、本定例会におきましてご審議をいただきます諸議案の説

明に先立ちまして、今後の町政運営に関する基本的な考えを申し述べ、あわせて、新年度予算の編成方針につきましてご説明を申し上げます。

まず、本年、平成 27 年度は本町にとって合併 10 周年の大きな節目の年でした。

新町誕生後、平成 21 年 8 月に発生した未曾有の大水害をも乗り越え、合併特例措置法を最大限に生かしながら、行財政改革を計画的に進めると同時に、生活道路やごみ処理処理施設などの住民生活に身近な課題について住環境の整備を行い、また、子育て・教育環境の整備として子育て支援センターの建設や保育園・小学校規模適正化と同時に新しいこれらの施設の建設、整備や、さらには役場庁舎や体育館などのスポーツ施設、また、福祉施設などの公共施設の整備などに取り組んでまいったところであります。

また、将来の安定した町運営と行政サービスの維持に備えて各種基金の積み立てなど、財政基盤の強化に努めますとともに、町独自の財源確保を目指して太陽光発電事業にも取り組んできたところでございます。

こうして、この 10 年間議員各位はもとより町民皆様のご協力と努力によって、新佐用町の安定化がおおむね図れ、昨年 10 月 4 日には、合併 10 周年の記念式典や、また 1 年間を通して多くのイベントを行い、町民皆様とともに、この 10 年の歩みを振り返りながらお祝いができたことは、大変うれしく思っております。

一方、日本の戦後の経済発展とともに進み、その対策に継続して努めてきた人口減少と少子高齢化の流れは、合併後も歯止めがかからず、合併時に 2 万 1,000 人を超えていた国勢調査人口は、先月 15 日発表の平成 27 年調査の速報値では 1 万 7,508 人となり、前回 5 年前の調査と比べて 1,757 人、9.12 パーセントの減少で、減少率では県内で一番高いという非常に残念な結果となったところでございます。

また、前回、平成 22 年の国勢調査における特殊出生率においても佐用町は 1.30 と県下の平均を大きく下回る結果となっており、これまで、そのような状況に危機感を持って、いろいろな少子化対策を講じてきたところでございますが、国においても、我が国の人口が平成 20 年をピークに減少局面に入り、今後予測される急激な人口減少を国にとっても大きな危機として地方創生の旗印のもと、まち・ひと・しごと創生法が制定をされ、全国の市町村に対し、これまで以上の少子化対策、人口対策を講じることが求められているところでございます。

そうした中で、昨年 12 月、町におきまして、まち・ひと・しごと創生法に基づいた佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略を策定をいたしました。

その 3 つの基本方針は 1 つに、人口が減っても豊かに幸せに暮らせるようなしくみを作っていく「人口減少適応策」、2 つ目に、急激な人口減少カーブを少しでもなだらかにしていく「人口減少緩和策」、3 つ目に、バランスの取れた夢のある新しいチャレンジ「地域の魅力・元気づくり策」であります。

ご案内のとおり、平成 52 年における町人口を 1 万 1,500 人とすることを目標に掲げ、避けて通ることのできない人口減少に適応しつつ、それを少しでも緩やかに歯止めをかけ、魅力あるまちづくりを進めることを目標として、今後の施策を進めてまいる所存でございます。

既に、27 年度は合併 10 周年を迎えると同時に、次の 10 年に向けたスタートの年とともに、地方創生元年と位置づけ、少子化対策をさらに推進する施策として結婚支援員の設置や、これまでの医療費の中学生までの無料化とあわせて、保育園・幼稚園の 2 子以降の完全無料化、また、給食費の半額助成や学校教育における副教材費の助成など、子育て家庭への経済的負担の軽減に取り組んできたところであります。

こうした施策の効果は、今後、数年の経過を見て検証をしていかなければ、なかなかわかりませんが、これらの施策を継続していくとともに、28 年度には、さらに姫新線・智頭

急行線などの交通の利便性を生かした若者定住住宅の建設に向けた調査検討や、三県の県境協議会で美作市や西粟倉村と一緒にともに取り組む医療専門学校の誘致に伴う学生のための住宅の検討などを行い、にぎわいのある元気なまちづくりを目指していききたいと考えております。

また、保育園・学校の跡地や町保有地の活用に引き続いて取り組み、企業や施設の誘致によって、新たな雇用の創出と、町の活力の向上を目指してまいります。

特に、現在、旧三河中学校の跡地を活用して計画を進めております産官学の連携による新しい技術を取り入れた農業の事業化と、これからの新しい農業に取り組む若い人材の育成に挑戦をしてまいりたいと考えております。

こうした事業を着実に実行し、高品質で付加価値の高い農産物の生産を段階的に確立をしながら、そのブランド化と加工などで独自産業化の推進や販売ルートの確立、販売施設の建設などを視野に入れて、地域資源を生かして自立できる農業や林業を目指していききたいと考えております。

こうした施策を計画的に、着実に、安定的に進めていくためには、当然のことながら中長期的な財政計画と町としての上位計画であります町総合計画をベースに、その各種施策と一体的な取り組みをしていかなければなりません。

現行の町総合計画は平成 28 年度をもって計画期間が終了し、同年度中に第 2 次町総合計画の策定を進めているところでございますが、平成 29 年度以降の町の将来像を、「絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷 〜わたしたちの手で作る わたしたちのまち佐用〜」と定め、新たに始まる今後 10 年のまちづくりを進めていくことといたしております。

そうした中、当面の町を取り巻く大きな懸念材料といたしましては、平成 21 年台風第 9 号災害からの復旧・復興を図るため行われてきました千種川水系緊急河道対策事業が、平成 27 年度末をもって終了を迎えることとなったことであります。

災害からこの 6 年間、県と町で行ってまいりました災害の復旧・復興事業と、現在、県で行っていただいております事業延長 55 キロメートル、総事業費約 500 億円と言われる大規模な河川改修工事による地域経済への波及効果は非常に大きいものがございました。これらの事業が、今年度末をもって一気に終了し、なくなることは、地域経済に与える影響は、非常に深刻なものとなる予測をいたしております。

町といたしましては、荒廃溪流整備事業や被災町道整備事業など、引き続き防災・減災への備え、公共施設の長寿命化、また、各地域の懸案事業の前倒しの実施など、町経済の下支えとなるよう公共投資にも配慮して、その影響を最小限に抑えていきたいというふうに考えております。

また、今後の財政の見通しといたしまして、昨年末に国が発表した平成 28 年度地方財政対策を見ますと、骨太の方針の中でたびたび言われてきました危機対応モードから平時モードへの切り替えが反映された結果になっております。

すなわち、地方税・地方譲与税等が約 1 兆円増加をし、リーマンショック以前の水準にまで回復するという状況を踏まえ、地方財政計画の歳出の特別枠、地域経済基盤強化・雇用等対策費を 47.3 パーセント減額し 4,450 億円に、交付税の別枠加算につきましては、平成 21 年度の創設当時 1 兆円あったものが平成 27 年度には 2,300 億円と、枠が徐々に縮小され、ついに完全廃止という結論が下されております。

また、年明けの 1 月 20 日には、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等を盛り込んだ国の補正予算が成立し、その中で、地方創生加速化交付金が 1,000 億円計上をされており、地方創生の本格展開が促されているところでございますが、佐用町といたしましては、そうした国の施策の活用を図り、交付金等の申請を行っているところであ

りますが、しかし、町の財政におきましては、町人口の減少と合併 10 周年を過ぎ、今後合併算定替えが段階的に実施をされる中で、交付税の大幅な削減は覚悟しなければならないと考えております。

このような情勢のもと、人口ビジョン・総合戦略を踏まえた予算編成を行うに当たり、私の思うところをいくつか申し述べさせていただきます。

まず、地方創生への取り組みでございます。平成 27 年度は、先に述べましたように、第 2 子以降の保育料の無料化、えん結び支援員による婚活サポート、利神城跡の国指定への取り組みなど、総合戦略の策定作業と併行して、人口減少等特別対策事業を先行実施してまいりました。

次に打つ手は、定住対策への更なる取り組みでございます。

日本全体で進む人口減少社会の中で、いかに社会減を抑制していくかが、人口対策の 1 つのポイントになると考えております。

これまで講じてまいりました福祉、住宅、教育などの分野における定住施策とあわせて、U I J ターンによる転入者の増加を図る取り組みも進めてまいりたいと思います。

次に、自立と協働のまちづくりの推進でございます。

協働のまちづくりは、住民と行政の継続的な連携があつてこそ、推進できるものと考えております。住民と行政、双方向のコミュニケーションをさらに図るために、各地域での行政懇談会等も計画をしてまいりたいと考えております。

また、男女共同参画社会の推進につきまして、家庭、地域、職場、さまざまな分野で男女が互いに尊重し、自己実現を目指す取り組みを推進するため、懸案の男女共同参画プランの策定にも取り組みます。

次に、行政組織の効率化と行財政基盤の強化でございますが、高度化・多様化する行政課題・行政需要、特に高齢介護と健康増進、社会福祉の充実のため、健康福祉課の再編と、教育部門の連携強化をはかるため、生涯学習課を教育委員会の所管とする行政組織の機構改革を行ってまいりたいと考えております。

本町は平成 17 年の合併後、10 年が経過をいたします。ご承知のとおり、地方交付税の合併算定替えの特例措置の期間が終了し、平成 28 年度から 5 年間で当該特例による増加額が段階的に減少をしてまいります。

平成 27 年度交付税算定額ベースで特例増加額が 11 億 8,000 万円余りありましたので、今後毎年度、億単位の歳入減少が見込まれるわけであります。これに対する備えは、これまでの財政健全化の取り組みの中で努力をしてきたと考えておりますが、なお一層、経常経費の抑制と予算配分の重点化に努め、足腰の強い行財政基盤を確立、維持してまいります。

行財政改革につきましても、不断の努力が重要であると考えており、計画期間の 2 年目となる第 3 次行財政改革大綱の個別実施計画に沿って、引き続き、これを推進してまいります。

平成 28 年度は、行革プラン、新たな納税方法の検討を実践し、コンビニ納税の運用を開始いたしますが、さらなる納税者の利便性の向上を図るため、クレジット納税の導入をも検討をしていきたいと思ひます。

次に、健康と福祉のまちづくりでございます。

保育園施設の規模適正化につきましては、地域の皆様のご理解とご協力を得て、南光地域に新しい保育園を、この平成 28 年に建設する運びとなりました。既に用地買収と実施設計を終え、平成 29 年 4 月の開園に向けて工事に着手をいたします。当該園舎には、学童保育施設の併設も予定しており、建設工事と併行して保護者のニーズ調査を実施し、放課後児童の健全育成の場を広げ、子育て支援対策の充実を図ってまいります。

障害を理由とする差別を解消し、全ての人が互いに尊重し合える社会の実現を目的とする障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されます。障害者に対する正しい理解、社会参加の促進への取り組みも進めてまいります。

次は、美しい環境を守り育てるまちづくりであります。平成 24 年度から住宅太陽光発電システム設置に対する補助も行っておりますが、このたび木質バイオマス燃焼機器購入に対する補助制度に加えて、森林資源の活用と再生可能エネルギーの利用を促進してまいります。

また、三日月藩乃井野陣屋跡につきましては、町指定史跡としての保全に努めておりますが、かつてこの地にあったとされる表門の移築復元を行い、陣屋館を中心とした歴史環境の整備・保存を図ってまいります。

次に、災害に強いまちづくりの推進でございます。近年、適切な管理が行われていない空き家等が増え、防災・衛生・景観などの面において地域住民の生活環境にも深刻な影響を及ぼしつつあります。

昨年、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことを契機といたしまして、本町の関連規程を整備し、危険空き家等の対策にも取り組むことといたしております。

非常備消防団の装備の充実につきましては、消防ポンプ自動車及びポンプ積載車 17 台を、平成 32 年度までの年次計画で更新することといたしております。

常備消防につきましては、西はりま消防組合の発足以降、取り組んでおりました高機能消防指令センター総合整備事業がこのほど完了し、平成 28 年度から名実ともに広域消防の機能を発揮することとなりました。

次は、よりよい教育環境の整備であります。合併以降、夢ある教育を推進し、本町の将来を担う人材育成の観点から、教育施設の耐震化、学校規模適正化など、よりよい教育環境の整備に努力をしてまいりました。今後とも、校舎の大規模改造等、老朽化対策・質的改善など、時機を失することなく施設整備を進めてまいります。

次は、活力ある農林業の振興でございます。後継者不足、農家戸数の減少、農産物価格の低迷など、農林業を取り巻く環境は非常に厳しく、多くの難問を抱えております。こうした中で、学校等跡地の利活用策として、ハイテク技術による次世代型農業プラントモデルを実践し、新しい農業の事業化を図りたいと考えております。

林業につきましては、農業以上に厳しい状況でございますが、森林資源の活用と地域経済の循環を目的に、木材ステーションの運用を既に 27 年度開始をいたしました。この木材ステーションの活用をさらに拡大をしていきたいというふうに思っております。

また、荒廃溪流整備事業、林内路網整備事業、森林保全間伐促進事業を継続実施し、その実施団体であります森林組合の生産効率を高めるために高機能作業機械の導入などに対する助成を行い、森林整備のさらなる促進を図ってまいります。

最後は、商工・観光の振興でございます。

利神城跡等の保存・整備につきましては、引き続き国の史跡指定への取り組みを進めてまいります。

近年、利神城に対する町内外の関心が非常に高まっており、現状では、山上の城跡に足を運んでいただくことは安全面で無理がございますので、周辺に利神城跡を眺望できる場所を選定し、ビューポイントとして整備をいたします。

今後、国指定に合わせ、史跡の整備と利活用計画を策定をし、町内外の交流人口の起爆剤として取り組んでまいりたいと考えております。

平成 22 年度から取り組んでおります消費者行政につきましては、引き続き消費生活センターを庁舎内に設置をし、消費生活相談員による窓口相談及び訪問相談、出前講座などの啓発活動を今後とも継続をし、悪徳商法などに対する被害防止にも努めてまいります。

続きまして、以上のような方針に基づき編成をいたしました、平成 28 年度予算案の概要について申し上げます。

予算額は、一般会計 128 億 9,842 万 9,000 円、特別会計・企業会計を合わせた総額で 211 億 4,731 万 2,000 円となりました。

一般会計は対前年度比 1.9 パーセント減でございます。

それでは、予算案に計上しております主な事業を申し上げます。

まず、定住対策への取り組みでございます。

歳出の第 10 款、総務費の中に定住対策費を設け、2,263 万 4,000 円を計上いたしております。

地域おこし協力隊を定住促進コーディネーターとして採用し、マンパワーの充実を図るとともに、本町の魅力を直接売り込むため、パンフレットの作成やプロモーションビデオの作成など、移住・定住者に対する情報発信の強化に取り組んでまいります。

滞在型田舎体験事業「佐用にきて一な」を、平成 27 年度に引き続いて実施をし、発信情報と合わせて、佐用町の魅力を肌で感じていただきたいと考えております。

地域おこし協力隊につきましては、この定住促進のほか、情報発信、農業、林業、観光の 5 分野で各 1 人ずつ募集をいたしており、それぞれの分野で活躍し、定住につながる人材を確保していきたいと考えております。

男女の出会いサポート事業につきましては、町内のサポーターのネットワークを活用して、えん結び支援員の活動の充実を図ってまいります。

地域づくり協議会に対する地域自治包括交付金につきましては、前年度とほぼ同額の 3,060 万円を計上いたしております。

第 2 次町総合計画の策定につきましては、委託料 486 万円を計上し、前年度分と合わせて 1,080 万円で、28 年度、総合計画の策定の完成を見たいというふうに考えております。

南光地域の保育園の施設建設につきましては、施工監理費、工事費、設備備品費など、総事業費 6 億 1,812 万円を計上いたしております。

障害者の理解促進に係る事業費につきましては、研修会の開催や啓発事業の実施など、76 万円余りでございます。

薪ストーブなど、木質バイオマス燃焼機器購入助成につきましては、100 万円を計上し、また、三日月藩乃井野陣屋跡整備に係る表門の移築・復元につきましては、4,760 万円を計上いたしております。

危険空き家等の対策につきましては、国県補助随伴事業としての老朽危険空き家除却支援事業補助金 133 万 2,000 円を計上しており、自主防災組織が行う応急措置に対しましては、活動補助金 400 万円を計上いたしております。

また、非常備消防団の車両更新につきましては、28 年度は 4 台分、3,800 万円を計上いたしております。

学校教育施設整備事業につきましては、三日月小学校校舎の大規模改造と上月小学校のエレベーター設置を実施する予定であり、合わせて 1 億 3,485 万円を計上いたしております。

学校等跡地利活用に係る旧三土中学校の解体撤去につきましては、工事費と、歳入に当該工事費の安栗市負担金を計上いたしております。

木材ステーションの運営助成といたしましては、300 万円でございます。

利神城ビューポイント整備事業費につきましては、ポイント整備工事費、また、看板設置費などで、725 万円でございます。

そのほか、主な新規事業といたしましては、クレジット納税の導入経費 350 万円。南光地域保育園の通園バスの購入 820 万円。三日月保育園大規模改修実施設計 370 万円。南光

自然観察村オートサイト電源設備整備 226 万 8,000 円。地震防災のためのシェルター型工事費補助金 50 万円。また、同じく地震対策における屋根軽量化工事費補助金 50 万円。上月体育館の照明の LED 化を行うために 3,500 万円などを計上いたしております。

次に、歳入について概略を申し上げます。

まず、町税につきましては、対前年度比 0.8 パーセント減の、総額 21 億 4,021 万 6,000 円を計上いたしております。

個人町民税が納税者人口の減少によりまして、同じく 2.0 パーセント減、固定資産税におきましても新築家屋の減少等によりまして、1.0 パーセント減を見込んでおりますが、軽自動車税が、税率の引き上げ及び重課税率の適用により、同じく 27.4 パーセント増と、大きく伸びておりますので、町税全体では、先ほど申し上げましたような減少幅にとどまっているところであります。

地方交付税は、対前年度比 7.1 パーセント減の 60 億 5,032 万 3,000 円を計上いたしております。

減少要因は、冒頭、地方財政対策のところで申し上げました、地方財政計画上の歳出の特別枠の大幅な縮小と、合併算定替えの特例措置による増加額が逓減されるところであります。

歳出の特別枠、地域経済基盤強化・雇用等対策費につきましては、減少分を 9,043 万 3,000 円、逓減額については、1 億 1,815 万 6,000 円を見込んでおります。

臨時財政対策債につきましては、9.9 パーセント減の 4 億 1,477 万円余りを計上いたしております。

地方財政計画上は、一般財源の質の改善という観点から 16.3 パーセント、7,370 億円の減で、地方税及び地方譲与税等の増加分 1 兆円とのバランスを、主にここで調整した形となっております。

減債基金の計画的繰り入れといたしまして 1 億 596 万 9,000 円、災害関連事業の荒廃溪流等整備事業や被災町道整備事業などの財源といたしまして、災害復興基金 5,800 万円など、1 億 7,090 万 9,000 円の特定目的基金を取り崩しをし、それぞれの事業に充当をいたしておりますが、なお一般財源の不足が生じますので、財政調整基金 1 億 9,500 万円を取り崩し、予算に繰り入れているところでございます。

以上、町政運営並びに予算編成の基本方針、また、予算の概略について申し上げます。

平成 28 年度は、合併後の 10 年を礎に、これからの 10 年に向かって、また、地方創生、地域創生元年として新たに歩み出す町づくりがスタートする年でございます。

今後とも、私たちのふるさと・佐用町を未来へつなげていくために、不断的な努力を積み重ねていく所存でございます。

どうぞ、議員各位、並びに町民の皆さまの変わらぬご理解とご協力、心からよろしくお願い申し上げます。冒頭の施政方針並びに新年度の予算編成の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 以上で施政方針の説明は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 5．発議第 1 号 佐用町議会基本条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 5、発議第 1 号、佐用町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する説明を求めます。議会運営委員長、矢内作夫君。

〔議会運営委員長 矢内作夫君 登壇〕

議会運営委員長（矢内作夫君） それでは、ただ今、上程されました発議第 1 号、佐用町議会基本条例の一部を改正する条例について、提案の説明をいたします。

現在、佐用町とたつの市との間で進められております播磨科学公園都市定住自立圏の協定につきまして、国では定住自立圏構想推進要綱を定めており、その要綱の第 5（1）定住自立圏形成協定の定義の中に、「それぞれの市町村において、その締結又は変更にあたって、地方自治法第 96 条第 2 項に基づく議会の議決を経たもの」であることが定められております。

佐用町においては、この地方自治法第 96 条第 2 項の議決事件は「佐用町議会基本条例」第 8 条に規定しておりますが、現在、定住自立圏の協定に関しては定めておりませんので、条文に「定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定の締結若しくは変更または廃止を求める旨を決定すること」の項目を追加するものであります。

以上、提案の説明といたしますが、よろしく願いをいたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

本案件につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより発議第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 1 号を原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって発議第 1 号、佐用町議会基本条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 6．承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する

条例の一部を改正する条例について 専決第 21 号)

議長（西岡 正君） 続いて日程第 6、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、専決第 21 号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 1 号、佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 27 年 12 月議会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用について、町税における申請及び申告の際に、個人番号の記載を義務づける内容の税条例改正を行ったところでございますが、平成 28 年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが行われたところでございます。

その内容につきましては、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、国税における取扱いと同様に、個人番号の記載の対象書類を見直すとともに、一定の場合において個人番号の記載を不要とすることとなったものでございます。

具体的には、町民税及び特別土地保有税の減免申請書について、個人番号の記載を要しないこととするものでございます。

佐用町税条例の一部を改正する条例の施行が、平成 28 年 1 月 1 日でありますので、平成 27 年 12 月 28 日付にて専決処分とさせていただいたところでございます。

以上、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより承認第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 1 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 1 号、専決処分の承認を求
めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、専
決第 21 号は、原案のとおり承認されました。

-
- 日程第 7. 議案第 1 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第 8. 議案第 2 号 佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定について
日程第 9. 議案第 3 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
日程第 10. 議案第 4 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第 11. 議案第 5 号 三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定について
日程第 12. 議案第 6 号 道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定について
日程第 13. 議案第 7 号 上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定
について
日程第 14. 議案第 8 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について
日程第 15. 議案第 9 号 味わいの里三日月の指定管理者の指定について
日程第 16. 議案第 10 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
日程第 17. 議案第 11 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
日程第 18. 議案第 12 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
日程第 19. 議案第 13 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
日程第 20. 議案第 14 号 三日月木工加工施設の指定管理者の指定について
日程第 21. 議案第 15 号 みどりの健康舎ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定について
日程第 22. 議案第 16 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について
日程第 23. 議案第 17 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について

議長（西岡 正君） 日程第 7 に入ります。
日程第 7 から日程第 23 につきましては、一括議題といたします。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
よって、日程第 7、議案第 1 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指
定についてから、日程第 23、議案第 17 号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定につ
いてまでを一括議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 1 号から議案第 17
号につきまして、一括議題とされましたので、提案のご説明を申し上げます。
当該 17 件につきましては、各施設の指定期間が本年 3 月 31 日をもって終了するため、
地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、現在の指定管理者を引
き続き指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定にあたりましては、いずれも、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者として選定を行ったものでございます。

以下、議案書に従いまして、施設ごとにその内容を申し上げます。

まず、議案第1号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町佐用3043番地1、佐用町商工会会長、谷本 学氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第2号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町東徳久1946番地、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会会長、大下東一氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第3号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町口長谷580番地、長谷地域づくり協議会会長、木澤克吉氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第4号、久崎老人福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町東徳久1946番地、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会会長、大下東一氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第5号、三日月福祉拠点施設の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町大畑94番地、南広自治会自治会長、藤東義澄氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第6号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町平福988番地1、株式会社道の駅平福、代表取締役、岸本紀夫氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第7号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町福吉674番地1、有限会社ふれあいの里上月代表取締役、野村真義氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第8号、南光ひまわり館の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町船越232番地1、南光ひまわり館加工グループ代表、梅内克敏氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第9号、味わいの里三日月の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町乃井野1266番地、農事組合法人三日月特産加工組合組合長理事、岡田真希子氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第10号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町大木谷1241番地1、乙大木谷自治会自治会長、上田宇堂氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第 11 号、田和棚田交流施設の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町福中 821 番地、田和自治会自治会長、安東裕二氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 12 号、西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町西新宿 410 番地 2、西新宿自治会自治会長、竹田只芳氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 13 号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、姫路市三左衛門堀西の町 216 番地、兵庫西農業協同組合代表理事組合長、市村幸太郎氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 14 号、三日月木工加工施設の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町三日月 535 番地、テノン合同会社代表社員、迎山直樹氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 15 号、みどりの健康舎ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしましては、佐用町上石井 764 番地 1、有限会社ゆう・あい・いしい代表取締役、山下祐一氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 16 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、神戸市灘区六甲台町 1 番 1 号、NPO 法人こどもとむしの会理事長、内藤親彦氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

最後に、議案第 17 号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町平福 138 番地 8、平福地域づくり協議会会長、清水利重氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

以上、議案第 1 号から議案第 17 号まで、各施設の指定管理者の指定についての提案の説明といたします。それぞれ、ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。失礼をいたしました。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 1 号から議案第 17 号につきましては、本日即決いたします。順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、日程第 7、議案第 1 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 南光ひまわりの郷ふれあいセンターは、徳久駅舎のところなんですけれども、引き続き、町商工会に指定をされるんですけれども、最初は商工会が統合ですか、一本化される前、旧南光町の時に南光商工会の方々が利用されていたというか、事務所と

して活用されていた施設なんですけれども、この間、統合されて、一時閉鎖するとか、そういう状況がありました。

管理のあり方については、今後、今までどうだったのか、そして、これから、どういう活用の仕方をされるのか、お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 失礼いたします。

この南光のひまわりの郷ふれあいセンターにつきましては、今、おっしゃいましたように、以前は、旧南光町商工会が使っておりました。

今も佐用町商工会が商工会員のサービスをできる限り、その地域でもやっていきたいということで、商工会の事務所としても使っておるものでございまして、例えば、年末調整の申告などを1月から3月まで行っておりまして、また、労働保険などの相談会を6月にやっている。

それから、ひまわり祭りの時期では、その時期に商工会の事務局の職員が行って、案内とかをやっているということでございまして、商工会といたしましても、このところ、地域の拠点施設として使いたいという申し出がございましたので、そのように指定をいたしたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、活用のあり方として、年末調整であるとか、ひまわり祭り、いわゆる期間限定のような形の活用の仕方を、これからもされていくということなんですか。

というのは、駅舎は毎日利用されるもので、利用される方が、駅舎が閉鎖された中で、掃除とか、そういう見た感じ、最初に降りる町の、そこの地域の玄関です。顔ですから、きちんと掃除が行き届いていないなという声を、私、聞きましたので、その管理の清掃であるとか、そういうことについて、トイレは毎日されているのは見ているんですけれども、その季節限定のような形で職員の方が使われる、通常はおられないということなのか、ずっと使われるんだったら、使ったほうが施設としていいのではないかと思うんですけれども、そこらへんは、どんなふうな約束になっているんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 施設の清掃につきましても、商工会が行っていただいております。

また、駐車場の管理でありますとか、その周りの草刈りなどもやっていただいております。清掃管理上行き届いていないということであれば、それは商工会のほうに申し付けたいと思います。また、お願いをしたいと思いますが、それは、ちゃんとしっかりやるということで、約束はしていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。平岡議員、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 常時開けている、開けられるんやね。ちょっと、閉鎖した期間が長かったから、そういうことを心配する声がありましたから。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 常時は開けることはできません。

ただ、やはり期間限定と言いながらも、一週間に一度程度は行って掃除もしていただいておりますし、集中的に使う期間もあるということでございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。
平岡議員、さらにありますか。いいですか。
ほかにないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 1 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 全員賛成であります。よって議案第 1 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 8、議案第 2 号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第2号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第2号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第9、議案第3号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第3号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第10、議案第4号、久崎老人福祉センターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第4号、久崎老人福祉センター

の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 11、議案第 5 号、三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 5 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 5 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 5 号、三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 12、議案第 6 号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 6 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 6 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 6 号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 13、議案第 7 号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定についてに対する質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第7号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第14、議案第8号、南光ひまわり館の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第8号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第8号、南光ひまわり館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第15、議案第9号、味わいの里三日月の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 味わいの里については、指定管理受けている理由として、地産地消を目指した地域特産物の販売による地域農業の活性化と都市と農村の交流による地域の活性化を図るための拠点施設とするという、こういう指定を受けている理由を述べておられるんですけれども、この理由、地域の拠点として、今後、今までできてきたかということについては、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長ですか。

町長（庵逄典章君） これまで長年、味わいの里三日月、金谷議員もいろいろと見ていただいたり、ご利用もいただいていると思います。

毎年、かなりのいろいろな事業を行いながら、三日月地域だけじゃなくって、佐用町内、また、町外からもたくさんの方が訪れていただいております。

経営については、農事組合法人をつくって、地域の人たちがみんなかかわって、当初からそうした計画のもとに建設をされた施設であります。

経営的にも味わいの里として、ああしたそばを中心に1つの特徴ある施設を運営をしていただいておりますし、また、加工品としても三日月みそ、これも安定して生産をしていますし、また、農産物の直売についても、今、だんだんと納品の生産をしていただく方が少なくはなってきた、課題はあるわけですがけれども、引き続いて、そうしたところも利用をしていただいております。

そういう意味で、そうした当初の建設の目的というものを継続して、これは果たされているというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今後について、将来展望として、味わいの里では、施設、設備の充実に対する費用負担が、今後、発生してくると、今後の課題ですから、それについても、町が指定管理する以上、こういう設備についても、この課題には応えていくという方針なんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、当然のことだというふうに、これは町施設であります。経営は、地域で、組合法人で経営をしていただいているわけですがけれども、これまでも、味わいの里、旧三日月町時代からああして施設を充実をし、さらに合併後も駐車場のああした整備、また、当然、その設備等の老朽化に伴う新しい冷蔵庫を導入したり、また、そうした設備の更新、そういうことにも、それぞれ経営していただいている方の要望と状況を判断しながら、町としても対応してきたところであります。

これ、三日月、味わいの里だけではなくて、今回、指定管理と上げている、そうした生産施設等は特にそうした設備の更新というものを図っていかなきゃいけないということは、町として、十分、認識をいたしております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

8 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 9 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 9 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 9 号、味わいの里三日月の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 16、議案第 10 号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 10 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 全員、挙手であります。よって議案第 10 号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 17、議案第 11 号、田和棚田交流施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 11 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 11 号、田和棚田交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 18、議案第 12 号、西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定についてに対する質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 12 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 12 号、西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 19、議案第 13 号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 13 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 13 号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 20、議案第 14 号、三日月木工加工施設の指定管理者の指定についてに対する質疑に入りますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 木工館についても、事業報告の中で、26 年度ですけれど、3 つの柱があつて、家具の中でも椅子に特化する。それから、教室を行う。それからショールーム、つくった家具をショールームで展示すると。こういうふうな 3 つの事業をやられているんですけれども、迎山さんについては、J R 九州なんかの車両なんかに使われるというふうな、全国的にも大分注目されている。テレビ取材もあつたようです。この三日月で、三日月の木工館でやられるような、全国的にも注目されるような方ですから、もっと P R なり、町としても、そういう支援が、今後指定管理するに当たっては必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、それではお答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 議員、今、言われましたとおり、非常にこの方、有名になっておられます。そういう意味で、P R も必要なんでしょうけれども、ただ、家具としまして、高級家具に近いかと思っております。そういう意味で、町が広く一般的に P R というのは、なかなか、そういう意味では難しいんじゃないかということを考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） そういうふうな、特化して、課長言われたように、J R 九州なんかでも有名になられた、取材もあつて有名になられたということです。

町として P R、それに指定管理されるんや、ご自由にやってくださいということではなくて、拠点として、その木工施設の取り組んでおられる方がおられるわけですから、それも町の施設を使って、その事業をやっておられるわけですから、ある程度、私は、観光の面、それから産業の振興の面でも、P R は必要だとは思いますが、町長、ちょっと。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私も時々、木工館見させていただいて、その制作現場も私も見させていただくんですけれども、ほとんど迎山さん 1 人がやっておられる状況で、非常にすばらしいデザインの、また、高級な家具、先ほど言われましたように、J R 九州なんかにも採用されたような家具にこだわって制作をされておりますが、何せ 1 人で基本的にやっておられるので、なかなか 1 つの目的の木工教室とか、観光として見ていただいて、それに対応していただくとか、そういうことが、迎山さんとしては、なかなかできない状況だというふうに、私は、見ております。

町として、そういう町内での、こういう方が、こういう活動されてますということは、広報等でも取り上げたこともあると思いますし、そういう P R はしていくわけなんですけれども、あの拠点施設を、迎山さんの活動を通して、町民がもっと参加したり、町外から来ていただいてというようなことは、やはり迎山さんとの協力がないとできない話なんで、そ

のあたりが、非常に経営的にも非常に難しいところがあつて、時間的に、とれないというところが、1つの大きなネックではないかなというふうに、私は見ております。

議長（西岡 正君） はい、金谷議員、いいですか。

8 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 14 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 14 号、三日月木工加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 21、議案第 15 号、みどりの健康舎ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 15 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 15 号、みどりの健康舎ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 22、議案第 16 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定についてに対する質疑に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 昆虫館が町立ということで、指定管理になりましたけれども、この利用と言うたらあれですけど、町内、学校関係とか、あまり近すぎてどうなのかなという面があるのかもしれないんですけど、利用状況は。町内、町外、私が、時々行かせてもらった時も、知らない人がいっぱいというんですか、来られているように思うんですけども、利用状況は、どんなですか。伺います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） 昆虫館につきましては、平岡議員も時々行っているということですけども、私も、できるだけ機会があれば、通ったら昆虫館の様子を見に行っております。

ただ、開館が毎日ありませんので、土曜日、日曜日とか休日なんかに開館して、しかし、開館して、中、昆虫の説明をしたり、管理をしていただいている人というのは、昆虫に非常に、アマチュアでありながら精通した、それぞれの分野においては、非常に詳しい方が、あそこ子供たちのいろいろな質問にも答えていただくとか、展示方法なんかも、いろいろと工夫して、その季節季節の虫などを展示しながら、運営をしていただいているということで、私は、非常に特色のある昆虫館になっているというふうに喜んでおります。

ただ、利用者については、やはり町内の人というのは少ないですね。ここ管理していただいている人が、非常に幅広い県内の学校の先生やいろいろとアマチュアの昆虫愛好家が60人ぐらい会員はいらっしゃるんですけども、そういう方のつながりなんかのPRで、非常に幅広く遠くからも来ていただいているように思えます。

また、キャンプ場の、長林のキャンプ場なんかの利用をされる時、そういう時に寄っていただいているということも聞いております。

そうした中で、町内のもっと、せっかくあれだけの運営をしていただいておりますので、子供たちの教育、学校教育なんかでもうまく活用を、今後さらにしていただければいいのかなというふうに、私は思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 昆虫館、その施設だけじゃなくて、その専門の方々が学校に向いて出前講座というか、そういう教室もするとか、以前、お聞きしたこともあったので、そういうものももっと利用されて、せっかく佐用町内にある施設なので、教育委員会としても、もっと力入れるべきじゃないかと思うんですけど、そのへんのとらまえ方というか、教育委員会としては、どんなふうに昆虫館のあり方について考えておられるのでしょうか。伺います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、お答えください。

教育長（平田秀三君） 今、平岡議員の言われたとおり、昆虫館につきましては、これまでずっと学校として、その講師先生として、昆虫について、学校で教育、補助という形で、説明等をしていただいておりますし、これからも、そのような要望があれば、お願いしようということで思っております。

ただ、昆虫館につきましては、今のところ、町長のほうから申しましたように、土日という1つの限定が現状ではありますので、学校教育においては、その平日という分野もあります。そのあたりは、いろいろ調整をしながら、町の在住の方もおられますので、その方と一緒に調整しながら、学校教育の中で生かしていきたいというふうには考えております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第16号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第16号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第16号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第23、議案第17号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定についてに対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第17号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第17号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第17号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私、一番最初の説明の中で、三土中学校を三河小学校跡地というふうに間違って申し上げております。訂正をさせていただきたいと思います。失礼しました。

議長（西岡 正君） それでは、この時計で 15 分から再開しますので、お願いします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 04 分 再開

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 議案第 7 号の指定管理者の住所でございますけども、議案書では佐用町福中 674 番地 1 となっておりますが、福吉の間違いでございます。申し訳ありませんでした。

議長（西岡 正君） 間違いがあったようでありましたので、ただ今、修正されましたので、そのようにお願いをいたします。

ここで休憩を、いたします。それでは、時間変更して 20 分まで休憩します。よろしく
お願いします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続けます。

日程第 24. 議案第 18 号 町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校運動場等跡地）

日程第 25. 議案第 19 号 町有財産の無償貸付けについて（旧江川保育園跡地）

日程第 26. 議案第 20 号 町有財産の無償貸付けについて（旧幕山小学校プール跡地）

日程第 27. 議案第 21 号 町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校プール跡地）

日程第 28. 議案第 22 号 町有財産の無償貸付けについて（上月中学校運動場横用地）

日程第 29. 議案第 23 号 町有財産の無償貸付けについて（旧上月工業団地公園）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 24 に入ります。

日程第 24 から日程第 29 については一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 24、議案第 18 号、町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校運動場等跡地）から、日程第 29、議案第 23 号、町有財産の無償貸付けについて（旧上月工業団地公園）までを一括議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 18 号から議案第 23 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

まず、議案第 18 号は旧中安小学校運動場等跡地の無償貸付けの議案でございます。

旧中安小学校校舎跡地につきましては、12 月議会において、サービス付き高齢者向け住宅事業として、医療法人社団一葉会へ無償貸付けの議決をいただいたところでございます。

校舎周辺の土地については未確定になっておりましたが、運動場等の一部を駐車場用地等として活用することで協議が整い、貸付範囲が確定をいたしましたので、貸し付け面積といたしまして土地面積 1,322 平方メートルを無償貸し付けすることを新たに提案をさせていただきます。

次に、議案第 19 号は、旧江川保育園跡地の無償貸し付けの議案でございます。旧江川保育園跡地は、皮革製品の制作及び販売等を行なう提案をいただいた赤竹工房の竹本良平氏を優先交渉権者として調整してまいりました。

赤竹工房は、たつの市の工房を旧江川保育園に全面移転し、皮革製品の制作や販売のほか、地域との交流や活性化を目的とした作品展示室の開設、レザークラフト教室及び交流イベントの開催なども計画されております。開設は平成 28 年 6 月の予定でございます。

貸し付け物件は、鉄骨造平屋建て床面積 429 平方メートルの旧園舎、また、鉄骨造平屋建て床面積 19.20 平方メートルの倉庫及びコンクリートブロック造り平屋建て 6.76 平方メートルの倉庫でございます。土地面積は 1,796 平方メートル、所在地は佐用町豊福 80 番地 2 ほかでございます。赤竹工房、竹本良平氏に、旧江川保育園に係る土地及び建物を無償で貸し付けようとするものでございます。

次に、議案第 20 号から 23 号の議案でございますが、閉校した小学校のプール跡地及び未利用町有地の活用のため、現在、申山で発電事業を実施をしております、佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合 LLP に太陽光発電事業用地として、無償で貸し付けるものでございます。

貸し付け予定地は日照量等による収益性を勘案して、旧幕山小学校及び旧中安小学校のプール、上月中学校運動場横の町有地及び上月工業団地に隣接するテニスコート跡地の合計 4 カ所に、256 キロワット程度の太陽光発電事業を行うものでございます。

貸し付け物件は、議案第 20 号につきましては、佐用町本郷 534 番地 2 に所在するコンクリートブロック造平屋建て、床面積 74.08 平方メートル、土地 955 平方メートルの旧幕山小学校プール跡地であり、議案第 21 号につきましては、佐用町米田 453 番地に所在する鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積 156.75 平方メートル、土地面積 1,188 平方メートルの旧中安小学校プール跡地であります。議案第 22 号につきましては、佐用町金屋 77 番地に所在する、土地面積 1,784 平方メートルの上月中学校運動場横町有地。また、議案第 23 号につきましては、佐用町久崎 580 番地 9 に所在する土地面積 1,554 平方メートルの上月工業団地公園テニスコート跡地でございます。

太陽光発電所の設置につきましては、今後の町有地の維持管理及び公益性の観点から、町と組合を設置をいたしております佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合へ貸し付

けるものでございます。なお、売電単価が 27 円となり、事業の収益性が低下をしておりますので、できる限り現状の形状を利用することとし、設備につきましては、より安価で発電効率の高いパネルを選定する等可能な限り経費の軽減する計画でございます。

なお、貸付の期間につきましては、学校跡地施設用地につきましては 10 年間、ソーラー発電施設用地につきましては買い取り保証期間の 20 年間といたしておりますが、このたび、佐用町財務規則 127 条により 5 年間貸し付することを提案するものでございます。

以上、議案第 18 号から 23 号まで一括で提案をさせていただきましたが、それぞれ土地及び建物を無償で貸し付けるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第 18 号から議案第 23 号までの、各町有財産の無償貸付けについての提案の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わります。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 18 号から議案第 23 号につきましては、本日即決いたします。順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、日程第 24、議案第 18 号、町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校運動場等跡地）に対する質疑を行います。ございますか。

〔小林君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3 番（小林裕和君） ちょっと、最初に確認をさせていただきたいんですけども、この提案の先ほどの上程説明の中に 1,322 平方メートルというのがありました。貸し付け財産、土地で、これ 7 筆出ているわけですけど、この 7 筆のうち 1,322 平方メートルということではないのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） はい、そのとおりでございます。

〔小林君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

3 番（小林裕和君） それで、今回、昨年 12 月議会の議案第 83 号で校舎と土地のがある、今回、その隣接で駐車場等の貸し付けだということなんですけども、今回、18 号出ているのは、これトータルすれば、4,037 平方メートルのうち 1,322 平方メートルが貸し付けと地番であります。

それで、83 号の昨年の 12 月議会の時に 9 筆、2,972 平方メートル、3,000 平方メートルの中の 1,277.52 平方メートルを貸し付けるということで議決しています。

これを見れば、校舎のどこを貸し付けしたのに、3,000 平方メートルのうち 1,277 平方

メートル。今度、それに隣接しているのが、4,037 平方メートルのうち 1,322 平方メートルということで、隣接しておるので、これ土地の境界というのは、なかなかわかっていくんだと思うんですけども、逆に言えば、そのへんの、この土地のうち幾ら、この土地の幾らとすれば、この隣接しておる形で、ちょっとほかの 12 月議会の時の残地、1,700 平方メートルぐらいというのが、どこにあるのかというのが、ちょっとわかっていくというので、ちょっと確認をしたかったんですけど。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 議案第 18 号の説明資料に付けておりますけれども、12 月議会では校舎等、この点線で囲んでいるところを議決をいただいております。

このたびは、その点線の部分を除いて、この黒実線で囲んだ、点線を除いた部分、この部分になるということでございます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 土地のほうは、現状どおりであれば、その範囲でということの境界というのは、明記できるわけですが、今、小林議員言われます、その中での土地の構図上の部分が、どの部分が、どこに、何平方メートルがどの部分に当たるのかというのは、やはりこれは、現状として、なかなか明確にすることはできません。

ただ、そこに、そういう土地の構図上の土地が所在しておりますので、その中の実際に実測をいたしました範囲内、現実、現地での境界といいますか、貸し付ける範囲内、そういうものが、その面積であるというふうに、これは理解をしていただかないと、なかなかたくさんの土地が 1 筆にならずに、合筆されずに、そのまま昔の土地のまま残っておりますから、それを一々明確にしていこうとすれば、かえって面積が合算していくとわからなくなってしまうという、どこにあるかもわからないので、明確にはできないので、こういう土地の場合は、こういうやり方をさせていただかないと、これはできないというふうに、私は思っております。

〔小林君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3 番（小林裕和君） そのやり方やのうて、それはちょっと理解できたんです。

ちょっと不思議だったのが、12 月議会の校舎は 4,000 平方メートルからある。直接隣接しているので、例えば、12 月議会と同じ地番の土地が今回も上がってくるのが、ちょっと普通かなと思ったんですけども、まあまあ、境界が全然わかりません。全部平地になってますから、そういう形でわかっていくのでということであれば、例えば、中安小学校の全体の土地の中から、校舎の部分は何平方メートル、今回の駐車場は何平方メートルと言ったほうが、理解がしやすいしわかりやすいんかなと思ったので、ちょっと質問をさせていただきましたけど。

議長（西岡 正君） 答弁よろしいか。答弁あります。いいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） この施設ができることによって、新たな雇用というのは、どんなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） サービス付き高齢者住宅をつくられるということで、佐用共立病院から聞いておりますので、この関係の職員の方が採用になるということを聞いておりますので、ちょっと、今日、資料持っておりますので、数…

町長（庵逄典章君） 前回の 12 月の時に貸し付ける時に、もう既に説明しておるだろう。

企画防災課長（久保正彦君） 既に 12 月の議会では説明しておるとおりでございますけれども、今回は、持っていないと言いましたが、介護福祉士、介護職員、事務員等で合計 9 人ぐらいの人員配置ということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 9 人ぐらいということでございますが、その新たに、そういう方を募集して、ここへ張りつけるというふうに解釈していいんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

企画防災課長（久保正彦君） これは、新たに多分、募集はされると思うんですけども、今の職員をそちらに回される場合もありますでしょうし、9 人の雇用が生まれるということとは間違いないと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回の提案は周辺用地なんですけれど、契約の内容で、期間は 12 月議会のあれの時から逆算して 32 年 12 月 31 日までの 5 年間で町の財務規則ですか、その関係で 10 年間という町の無償貸付けからいくと、また、5 年間は更新されるだろうということは理解できるんですけど、こういう高齢者が増えてきているから将来性があると言ったらあれですけど、そういうものではありませんけれど、事業ですから、途中撤退した場合とか、そういった契約は無償貸付けに当たって、どんなふうになっているのか。12 月に答弁されたかもしれませんが、改めてお願いしたいんですが。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 当然、企業ということになりますと、途中撤退もあり得るということは、12 月にも申し上げたと思うんですけども、その中で、その時のことになってみなければわかりませんが、現実には、そういう事業にはならないというふうに考えておりますが、そのままの形で撤退ということになれば、その時の協議によりまして、どのようにするかは決めるという形になろうかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

13 番（平岡きぬゑ君） 一葉会さんと町とは、その時、そういう事態になったら、その都度協議するというような約束事になっているというふうに理解したらいいんですか。契約内容です。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

企画防災課長（久保正彦君） そのように理解していただいたらいいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） しょうもないですけど、僕、黒いラインを引いているということの中で、町はもうここやいうて決めて、残りの面積出したのかなと思って聞いておったんですけども、今の話聞くと、小林議員の話聞くと、そうではないみたいなので、でもやっぱり僕は、きちっとここですよと明確にして、例えば、そこにお客さんが来る時でも、この中で、向こうは止めてもらうようにしたほうがええんじゃないかと思うんですけども。

と言うのは、例えば、あそこで子供らが遊ぶにしても、何にしても、入り乱れてしまえばよくないと思うので、あそこの人はここですよという部分で、きちっとライン明確にして、その上で面積出すというのが、私は、いいんじゃないかと思うんですよ。どないですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 共立病院、または地域とも協議をいたしまして、この校舎の前は緑地帯にしたいということでございます。

それで、ちょっと出ているところありますね。左の下側ですけれども、そこを駐車場にしたいということで、これはアスファルト舗装をするというふうに聞いております。

ですから、緑地帯の部分と、この運動場の部分と、この共立病院に貸し付ける部分については、ちゃんと明確にライン分けができるということでございます。

議長（西岡 正君） はい、山本議員、よろしいか。

9 番（山本幹雄君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今現在、利用されている運動場なり体育館なりが使われていると思うんですけれども、その方、利用者の協議はどういうふうにされたのかということと、駐車場については、もっぱら、一葉会のほうで専用されるということなんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 利用者協議というのは、これ地域づくり協議会の方、また、自治会長さんと協議をしたわけでございますけれども、特に、運動場については、自治会長さんからは、子供たちが使っているということを聞いておりますので、運動場として遊べる部分は残しております。

それから、体育館については、当然、地域が優先して使いたいということでございますので、これはそのまま貸し付けないということです。

また、駐車場につきましては、地域がイベントをされている場所でもございますので、この部分については、共立病院とも話し合いをしまして、地域がイベントとして使われる場合は、車をほかに持って行って止めるようなこともするというのを言っていると思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 体育館や運動場をどうするかということじゃなくて、この位置のことで、運動場を使われている方が、むしろ、私は、これだったら体育館の目の前ですし、運動場としても、もうちょっとプールに近いほうが、運動場の使い勝手がええんかいなど、この位置についての協議はどうかということを知りたいんですけれども。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

企画防災課長（久保正彦君） 位置につきましても、当初、我々は、プール側のところを提案したんですけれども、地域の方と協議をいたしまして、こちらのほうがより有効に使えると。グラウンドも挟まれるよりもプール側を開けるほうがいいんだということを知っています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

8 番（金谷英志君） はい、わかりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 18 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 18 号、町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校運動場等跡地）は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 25、議案第 19 号、町有財産の無償貸付けについて（旧江川保育園跡地）に対する質疑を行います、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） この分についても、雇用の新たな面が採用とかいうことで、どれぐらい生み出されるのかということと、この図面で見せていただきましたら、入り口のところの広っぱの駐車場のところについては、そのままというような格好になってますが、そこらへんは、どんなんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 今のところ新たな雇用というのは、発生する見込みはございません。

ただ、教室等、また、この革レザーのジャケットをつくられるということで、教室などを開いて、何とかそのような形で雇用まで生み出せるようなブランドなどもつくりたいとおっしゃっております。

また、駐車場のところは、今のところ貸付の予定には入っておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 学校跡地の活用のご案内という町が出しているパンフレットによれば、改装する工事なんかは、なるべく地元の方を、業者を使ってくださいというようなことも書いてあります。この内装も、塗装の工事もやられるようですけど、これについては、なるべく町としては町内業者の方にいうことは、どういう協議なんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） ある程度、このままの形で、計上を、そのまま使いたいとおっしゃっておりますけれども、また、工事等が発生する場合は、この地元業者を使うようにお願いはしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 19 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 19 号、町有財産の無償貸付けについて（旧江川保育園跡地）は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 26、議案第 20 号、町有財産の無償貸付けについて（旧幕山小学校プール跡地）に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 20 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 20 号、町有財産の無償貸付けについて（旧幕山小学校プール跡地）は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 27、議案第 21 号、町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校プール跡地）に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 21 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 21 号、町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校プール跡地）は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 28、議案第 22 号、町有財産の無償貸付けについて（上月中学校運動場横用地）に対する質疑を行います、ございますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 既に議決された案件も少し関連するんですけれども、太陽光の設置事業につきましては、メガソーラーを中心に、例えば、設置の地元協議が整わないというところが昨今見え始めています。

今回、無償貸付けの対象事業、LLP でやるところについては、規模が非常に小さいんですけども、やはり周辺に理解されての事業でなければいけないと思い、既に、ここで無償貸付けの案件が出て来ているということは、地元の事業説明なりが LLP のほうでされているのかなと思うんですが、そのあたりも含めて、特に問題的な交渉事項があったのか、なかったのか。できれば、関連がありますので、全ての案件について、あれば報告をしていただきたい。

特に、学校プール等であれば、周辺の住宅というのは、あまりそんなに心配しなくてもいいのかなと思うんですけども、周辺に個人住宅等があるところについては、太陽光パネルの反射光等なんかで、思いもよらぬ事象が出て来て、社会問題になりかけている案件も全国では多々あるように聞いております。

そうしたことの協議というものが順調に整った上で、こういうような形での無償貸付けの決定に至っているのか、継続的に検討する内容が、まだ、残っているのか、これ事業主である LLP の職務執行者もいらっしゃるので、具体的な内容あれば、報告をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この無償貸付け、太陽光パネルを張る分に当たりましては、地元の方とも地元の自治会長さん、地域づくり協議会さんとの話し合いをさせていただいておりまして、全ての案件につきまして合意を得た上で出しております。

久崎の工業団地のテニスコートについて、若干、子供たちが遊んでいる。あるいは、工業団地の方が、お昼の間にテニスをしているということもありましたけれども、それぞれ話をしに行きまして、例えば、この太陽光パネルの収益をもとに、子育て事業に使うであるとか、町としての、これからの将来に対する財源に使うんだという話し合いもいたしまして、それであれば合意をするということで、皆さん、快く合意をしていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6 番（石堂 基君） よろしいです。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 22 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 22 号、町有財産の無償貸付けについて（上月中学校運動場横用地）は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 29、議案第 23 号、町有財産の無償貸付けについて（旧上月工業団地公園）に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 23 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 23 号、町有財産の無償貸付けについて（旧上月工業団地公園）は、原案のとおり可決されました。

日程第 30. 議案第 24 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
日程第 31. 議案第 25 号 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 30 に入ります。
日程第 30 と日程第 31 を一括議題としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 30、議案第 24 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてと、日程第 31、議案第 25 号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてを一括議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 24 号と議案第 25

号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 24 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてご説明をいたします。

この賦課金は、毎会計年度、共済事業を行うのに必要とする事務費に充てる費用として、共済加入者に賦課するものでございます。

その内訳は、賦課総額 545 万 39 円、賦課単価につきましては、前年と同率とさせていただきます、各共済事業の共済金額に対する割合として、水稻共済割を 1,000 分の 2.7、麦・家畜・畑作物共済割を 1,000 分の 5、園芸施設共済割を 1,000 分の 2 の割合に設定しようとするもので、佐用町農業共済条例第 5 条第 2 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第 25 号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてご説明をいたします。

畑作物共済の掛金率は、農業災害補償法第 120 条の 15 第 6 項及び第 7 項の規定により、3 年ごとに改定することとなっております。

このたびの改定につきましては、大豆を対象に平成 28 年産から平成 30 年産までに適用するものでございます。

この危険段階基準共済掛金率につきましては、農林水産省告示に伴う県より指示の掛金率を基に、過去の被害実績等を勘案し、被害程度の高いものから順次段階を設け、大豆の 1 類・2 類・3 類毎にそれぞれ、1 類の一筆方式及び全相殺方式は 6 段階の区分、2 類の一筆方式及び全相殺方式では 4 段階の区分、3 類の一筆方式及び全相殺方式では 1 段階の区分を設定し、別表のとおり改定しようとするものでございます。

なお、この改定案につきましては、去る 1 月 27 日に開催をいたしました、佐用町損害評価会においてご審議をいただき、適正であるとの答申をいただいております。

以上、議案第 24 号と第 25 号の提案の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 24 号と議案第 25 号につきましては、本日即決といたします。順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、日程第 30、議案第 24 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についての質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 24 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 24 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 31、議案第 25 号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についての質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 25 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 25 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 25 号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定については、原案のとおり可決されました。

日程第 32. 議案第 26 号 工事請負契約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 32、議案第 26 号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 26 号の工事請負契約の変更についての提案のご説明を申し上げます。

平成 27 年 9 月の佐用町議会第 68 回定例議会、議案第 81 号において、工事契約の議決承認をいただきました、町道大願寺本位田線（塩川橋）橋梁上部工工事におきまして、旧橋梁の撤去方法について、当初は大型ブレーカを使用して取り壊す予定でありましたが、智頭急行線の線路と近接をしており、工事の安全確保について智頭急行鉄道会社及び施工監理者と協議を重ねた結果、新しい橋桁の架設に使用する大型クレーンを利用して、鉄道の運行時間外である夜間に移設をして、鉄道と離れた場所で取り壊し処分する方法に変更することといたしました。これによる工事請負額の変更であります。

当初、請負工事額に 986 万 2,560 円増額をし、税込み 1 億 1,343 万 4,560 円に変更をしようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 26 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 26 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 26 号、工事請負契約の変更
については、原案のとおり可決されました。
ここでお諮りします。昼食のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
再開を午後 1 時 15 分といたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 01 時 15 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

日程第 33. 議案第 27 号 町道路線の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 33、議案第 27 号、町道路線の変更についてを議題と
いたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 27 号、町道路線
の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。
町道路線の変更の案件は 17 路線であります。
まず、整理番号 10051 番、吉福山田線及び整理番号 10157 番、大願寺岡ノ平線の 2 路
線は、河川改修事業に伴い、路線の起点が変更となる路線でございます。

次に、整理番号 10266 番、裏町線から整理番号 10269 番、京橋線の 3 路線は、国道 373 号歩道設置工事に伴い、起点が変更になる路線であります。

次に、整理番号 20271 番、船着中河原線から最後の整理番号 30212 番、中安 102 号線の 12 路線は、河川改修事業に伴い、路線の起点や終点が変わる路線でございます。

以上、17 路線の町道路線の変更につきましては、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 27 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いしたいと思います。

議案第 27 号について、質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 27 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 27 号、町道路線の変更については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 34. 議案第 28 号 佐用町課設置条例等の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 34、議案第 28 号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 28 号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、第 1 条の佐用町課設置条例の一部改正につきましては、現在の健康福祉課の業務を 2 つの課に再編し、新たに高年介護課を設置するものでございます。これは、現在の健康福祉課にあります社会福祉推進室の高年福祉部門と、健康増進室の介護保険部門及び地域包括支援センターを高年介護課に業務を集約することによって、高齢化がますます進む中において、高齢者の施策を包括的に取り組みたいと考えております。

これによりまして、健康福祉課の業務は、地域福祉に関すること、健康増進に関すること、子育て支援に関すること、所管施設の管理及び運営に関することとなります。

一方、高年介護課の業務は、高年福祉に関すること、介護保険に関すること、地域包括支援に関すること、所管施設の管理及び運営に関することになります。

また、昨年度から教育委員会法の改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新教育

長体制となり、総合教育会議が設置されるなど、町長部局と教育委員会の連携強化が図られたところでございます。そこで、生涯学習課を教育委員会部局に改編をし、学校教育、家庭教育、社会教育事業を総合的に推進し、町民により多くの文化活動やスポーツ活動の場を提供をして、町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができる社会の実現を目指していきたいと考えております。なお、生涯学習課の業務といたしましては、これまでと大きく変更はございません。

次に、第2条の佐用町職員定数条例の一部改正につきまして、課の再編にあたりまして、町長事務部局の現在の定数条例の事務職員 296 人のうち生涯学習課職員 11 人を教育委員会事務部局に移動変更するものでございます。併せまして、平成 27 年 3 月に策定をいたしました第3次佐用町定員適正化計画に基づき、職員定数条例における職員数の見直しをいたしました。内訳といたしましては、町長事務部局の職員を 227 人に、議会事務局の職員を 3 人に、教育委員会事務部局の職員を 25 人に、企業関係職員を 3 人に変更し、平成 28 年 4 月 1 日の予定職員数は合計 258 人でございます。現在の定数条例における全職員数 375 人と比較いたしますと 117 人の減ということになります。

次に、第3条の佐用町議会委員会条例の一部改正につきましては、課の再編に伴い総務委員会のうち、生涯学習課の所管に関する事項を削除いたしまして、産業厚生委員会に新たに高年介護課の所管に関する事項を加えるものであります。

最後に、第4条の佐用町附属機関の設置条例の一部改正につきましては、入所判定委員会、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会、介護保険運営協議会の庶務担当部署が、現在の健康福祉課から高年介護課に変更となるものでございます。

それぞれ、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 28 号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。

議案第 28 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 28 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 28 号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 35. 議案第 29 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 35、議案第 29 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に

関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 29 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、地方公務員法第 24 条に規定をされており、このたび法第 24 条中第 2 項が削除されたことに伴う項の繰り上げによる改正でございます。

また、学校制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設をされ、このたび学校教育法の一部改正により、学校の種類として、新たに義務教育学校が設置されることによる改正でございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

これから質疑を行います。ございますか

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） この早出遅出ということでございますけれど、具体的な例をとって、どういうふうな感じというのを、ひとつお示してください。

議長（西岡 正君） はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この条例につきましては、公務員法の 24 条の 2 項の削除によって 1 つは条文が繰り上がったということと、それから学校教育法の一部の改正法律、これについては、義務教育学校、これが学校教育法の一部改正、27 年の法律第 46 号でありますけれども、これによって義務教育学校の前期課程、これと特別支援学校の小学部が追加となったということでもありますので、その具体的な例と言いましても、時間は、それぞれ早出遅出ですから、時間のそれは都合によって 9 時に出勤して時間が 5 時 15 分で終わるのを 6 時までですとか、そういった組み合わせでありますので、ケースとして、佐用町内で現在のところありませんので、その状況によって、また、その対応をさせていただくということになるかと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） そういう時間の繰上とか繰下した場合、いわゆる、その時間帯に教えんとあかんということについては、ほなほかの空いた先生が変わってやっていくというような中で、対処するということやね。

議長（西岡 正君） はい。

総務課長（鎌井千秋君） これは、職員の勤務の時間のことなんですけど、我々の職員の子供が介護とか、そういった場合に、必要な場合に子供を養育するために請求した場合（聴取不能）…

7 番（岡本義次君） すみません。ちょっと、先生のことと勘違いしておりますて、

議長（西岡 正君） ちょっと待って、岡本さん、今、答弁しよってやで、答弁終わりました。

総務課長（鎌井千秋君） はい。

議長（西岡 正君） いいですか。

7 番（岡本義次君） すみません。今ちょっと、職員の分と先生の分との勘違い、私もしてましたんで、わかりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 29 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 29 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 29 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 36. 議案第 30 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 36、議案第 30 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 30 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令の一部が改正をされ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

この改正に伴い、同一の事由により傷病補償年金又は休業補償と、厚生年金法による障害厚生年金等とが併せて支給される場合の調整率を、0.86 から 0.88 に改正するものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 30 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 30 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 37. 議案第 43 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 38. 議案第 44 号 佐用町行政不服審査会条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 37 に入ります。

日程第 37 と日程第 38 を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 37、議案第 43 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてと、日程第 38、議案第 44 号、佐用町行政不服審査会条例の制定についてを一括議題としたいと思います。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 43 号及び第 44 号につきまして、一括議題とされましたので順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 43 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

現行の行政不服審査法は、昭和 37 年に制定・施行されて以降、50 年以上の間、本格的な改正がなされていませんでしたが、この間、国民の意識の変化や行政手続法等の関連法制度の整備により、公正性や利便性の向上等の観点から、時代に即した抜本的な見直しを行うべく、平成 26 年 6 月 13 日に改正法が公布され、来る 4 月 1 日から施行をされます。

本案件は、それに伴う関係条例について、法との整合性を確保すべく改正を行うものがございます。

主な改正といたしましては、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化することや、公正性の向上を目的として、審理員制度の導入並びに第三者機関への諮問手続きが新設をされます。さらに制度の利便性を向上すべく、審査請求期間が現行の 60 日から 3 カ月に延長されるなどの改正でございます。

次に、議案第 44 号、佐用町行政不服審査会条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

先ほどの議案第 43 号と同様に、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、制度の公正性を向上させる目的で、本町の行った判断の妥当性を第三者機関にチェックをさせる体制を確立する必要があります。そこで諮問機関として新たに佐用町行政不服審査会を設置すべく、組織、運営について必要な事項を定めるものでございます。

以上、議案第 43 号と第 44 号につきまして、ご説明申し上げました。ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 43 号と議案第 44 号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

まず、議案第 43 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

続いて、議案第 44 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 43 号と議案第 44 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてと、議案第 44 号、佐用町行政不服審査会条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 39. 議案第 31 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 39、議案第 31 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 31 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、認知症初期集中支援チーム専門医の新設でございますが、認知症予防の早期発見のため専門医の指導、助言を受けた保健福祉の専門職のチームが、認知症の人の自宅などを訪問し、主に初期段階での支援を行う認知症初期集中支援チームを佐用町地域包括支援センターに設置したいと考えております。兵庫県下でも平成 28 年度中には県下 25 市町が設置予定をされております。平成 30 年には全市町で設置する必要があります。そのための、認知症初期集中支援チーム専門医に月額 1 万 2,500 円を報酬として規定するものでございます。

次に、小中学校嘱託医の報酬額の改正でございますが、佐用郡医師会と兵庫県立学校医の報酬額を 1 年遅れで適用するとしており、町立小中学校の嘱託医、内科医・歯科医に対する月額報酬を 21 万 7,000 円から 21 万 8,000 円に改正するものでございます。

また、産業医の報酬額の改正につきましては、労働安全衛生法の改正により、職場でのストレスチェックの実施が義務化され、面接指導など産業医にかかわっていただくことが多くなることにより、報酬月額を 3 万円から 4 万円に改正するものでございます。

次に、行政不服審査会の新設でございますが、行政不服審査法の改正に伴い、公正性の向上を目的として第三者機関による諮問手続きが必要となります。これに伴い本町においては、佐用町行政不服審査会を新設し、その審査委員の報酬を、月額 5,900 円に規定するものでございます。

最後に、佐用町生活安全条例第 1 条に規定する、地域安全推進協議会の組織を見直し、老朽危険空き家対策を協議する空き家除却部会と、青少年の健全育成活動に町全体で体系的に取り組み、相互理解を図るための青少年部会を設置したいと考えております。

この委員として、各種団体の代表者や建築士、土地家屋調査士などの学識経験者と、広

く町民の皆さんの意見を聞くための公募による委員を委嘱したいと考えております。報酬額につきましては、委員は日額 5,400 円、学識経験者は日額 1 万 2,400 円に規定するものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 31 号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

議案第 31 号について、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 31 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 31 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 40. 議案第 32 号 佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 40、議案第 32 号、佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 32 号、佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

公務のために出張する職員に対して支給する旅費など、職員の勤務条件は、地方公務員法第 24 条第 6 項で「条例で定める。」こととなっておりますが、このたびの法改正で第 24 条中、第 2 項が削除されたことに伴う項の繰り上げによる改正でございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 32 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 32 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 32 号、佐用町職員等の旅費
に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 41. 議案第 33 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用
等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 42. 議案第 34 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例について
日程第 43. 議案第 35 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 41 に入ります。
日程第 41 から日程第 43 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 41、議案第 33 号、佐用町
職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改
正する条例についてから、日程第 43、議案第 35 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費
等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 33 号から 35 号まで
一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 33 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、今回の改正は、国家公務員の給与
が、昨年 8 月 6 日の人事院勧告に基づき、その給与改正法が 1 月 26 日に公布されたこと
に伴い、本町の一般職の職員の給与においてもこれに準拠した給与改定を実施するため、
関係条例の改正を行うものでございます。

今回の主な改正は、民間給与との較差等に基づく改定で、平成 27 年 4 月 1 日に遡及し

て適用される給料表の改定や、勤勉手当の支給月数の引き上げなどがございます。

給料表の改定は、平均で 0.4 パーセントの引き上げとなりますが、初任給で 2,500 円の引き上げとなるなど若年層の引き上げを行う内容となっております。また、勤勉手当につきましては、今年度は昨年 12 月期の支給月数を 0.75 月から 0.1 月引上げ、0.85 月とするものでございます。

次に、第 2 条において、地域おこし協力隊として佐用町へ移住する方を町の非常勤職員として位置づけ、報酬月額を 170,000 円と定めるものであります。これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みの一つで、農林業の活性化や定住促進、観光や情報の分野における新たな事業展開を都市部の若者を中心として実施するための支援策であります。最大 3 年間活動していただきたいと考えております。なお、地域おこし協力隊の報償費等活動に要する経費については、総務省より特別交付税による財政支援がございます。

また、行政職給料表等級別基準職務表の規定についてでございますが、地方公務員法の改正により、地方公務員の給与に関する条例に、新たに等級別基準職務表を規定して、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めること及び職員の職務を等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めなければならないとあり、これに伴う別表第 1 の 2 の追加でございます。

第 3 条の一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正につきましては、職員の給料表の改正に伴い、準用している給与月額の改正でございます。

続きまして、議案第 34 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど申し上げました一般職の職員の給与の改定に伴い、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を改正させていただくものでございます。

町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数は、一般職の職員の期末・勤勉手当に準拠して改定をいたしております。

今議会にて、一般職の職員の給与を人事院勧告に準拠して改定する条例案を上程しており、一般職の職員の勤勉手当の支給月数の引き上げに合わせて、特別職の職員で常勤のものである町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を 0.1 月引き上げさせていただくものでございます。

次に、議案第 35 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほどの特別職と同様に、一般職の職員の給与の改定に伴い、町議会議員の期末手当の支給月数を改定させていただくものであります。

町議会議員の期末手当の支給月数は一般職の職員の期末・勤勉手当に準拠して改定しております。

今議会において、一般職の職員の給与を人事院勧告に準拠して改定する条例案を上程しており、一般職の職員の勤勉手当の支給月数の引き上げに合わせて、議会議員の期末手当の支給月数を 0.1 月引き上げさせていただくものであります。

以上、議案第 33 号から第 35 号につきまして、説明を申し上げます。ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきますが、この後、資料に基づいて総務課長より関係資料の説明をさせていただきますので、よろしくをお願い申し上げます。

議長（西岡 正君）

総務課長より追加説明をお願いします。

総務課長（鎌井千秋君）

お手元に平成 27 年度給与改定等の案についてということで、お配り

させていただきます。それについて説明させていただきます。

議案第 33 号から議案第 35 号について、関連性がありますので、説明をいたします。

一般職の職員ということで、民間給与との較差等に基づく給与改定ということであり、全体で 0.36 パーセント、1,469 円の改定となっております。

行政職給料表及び技能職給料表の改定であります、平均で 0.4 パーセントの引き上げ、これは給料表、表上の問題です。0.4 パーセントの引き上げということになります。それから、初任給 2,500 円の引き上げ、これについては、高卒の現在 14 万 2,100 円、これが 14 万 4,600 円になります。

次の、期末・勤勉手当であります、年間支給月数で 0.1 月分引き上げということで、現行 4.1 月分年に支給しておりますが、これを 4.2 月に引き上げという案でございます。下の表を見ていただきたいと思います。27 年度、勤勉手当のところで 0.75 月、これ支給済みであります、12 月期のところを見ていただいて、現行の 0.75 月、これ支給済みですが、これが 0.85 月ということで、合計が現行の先ほども言いましたように 4.1 月から 4.2 月になるということになります。28 年度以降につきましては、6 月と 12 月同じ 0.8 月ずつということで、0.8 月、0.8 月ということで 1.6 月、年間 4.2 月ということになります。

続いて、特定任期付採用職員であります、これについては、弁護士とか、公認会計士とか、例えば、研究員とかコンピュータシステムの専門知識を持った者とか、こういった者の再任用する時の位置づけをしているものであります。提案説明でも町長からの話がありましたように、一般に基づいて、この給与改定に基づいて改正をさせていただきます。佐用町では、この現在、対応する職員はございません。

裏を見ていただきたいと思います。

町議会議員ということで、期末手当、年間 0.1 月分引き上げということであります。27 年度 6 月は支給済みでありますので、12 月期 2.075 月の支給済みに今回改正を 2.175 月ということで、0.1 月分改定するということになります。来年度以降の 28 年度以降につきましては、それぞれ 6 月、12 月 0.05 月プラスということで、合計 0.1 月分、4.15 月ということになります。

町長、副町長、教育長につきましても、町議会議員と全く同じでございます。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 33 号から議案第 35 号につきましては、本日即決いたします。順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いをいたします。

まず、日程第 41、議案第 33 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 33 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 33 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 33 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 42、議案第 34 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 説明がありましたからですが、0.1 カ月引き上げるということで、金額にすると具体的には、幾らになりますか。

それと、人事院勧告に準拠するというところの理由について、お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長、答弁願います。

総務課長（鎌井千秋君） 金額は、それぞれの報酬に 0.1 月ということになります。それぞれ、金額かけてもらったらいと思います。

それから、準拠するというのは、職員であれば、勤勉手当ですけれども、議員さんとか、町長職においては期末手当ということになっておりますので、それに相当する額を引き上げたということでもあります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 当然、かけたらわかるんですけど、予算としては、具体的には幾ら予定しなければいけないんですかということを、改めて聞かせていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい。

総務課長（鎌井千秋君） 勤勉手当で、一般会計全体で 794 万 8,000 円、それから、特別会計 162 万 7,000 円ということになります。

全体、一人一人のことを言われておるんですか。

町長（庵逄典章君） 特別職のことで（聴取不能）。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

13 番（平岡きぬゑ君） 34 号について、尋ねているんです。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

13 番（平岡きぬゑ君） いやいやいや、答え。

議長（西岡 正君） ある？

13 番（平岡きぬゑ君） 3 人だけやろ？

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。
どなたが答弁されますか。

総務課長（鎌井千秋君） ちょっと、お待ちください。

議長（西岡 正君） はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） お待たせしました。
16 万 2,000 円です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、ほかにないですか。平岡さんよろしいですか。
それでは、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 34 号に対して反対討論を行います。

人事院勧告に準拠し、一般職員の給与改定に伴って、常勤特別職の期末手当を引き上げ
ということとは問題です。

問題というのは、いわゆる一般的に言われるお手盛りということになります。

人事院の勧告制度というのは、地方公務員の労働基本権が制約されていることへの代償

措置として設けられているものであって、勤務の対価としての適正な給与の確保が必要で、町民の理解が得られる方法であると思います。

しかし、町長、副町長、教育長の期末手当引き上げを一般職員の人事院勧告に準拠する必要はなく、町民の理解は得られません。よって反対します。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 34 号を、原案のとおり、決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 34 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 43、議案第 35 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 34 号と同様の質問ですけど、これは議会事務局の局長に聞こうかと思うんですけども、0.1 支給月数の引き上げですけども、この額としては幾らになるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、局長。

議会事務局長（舟引 新君） 議会議員の期末手当につきましては、役職加算分が 10 パーセント加算されますので、報酬 27 万円に 1.1 倍いたしますと 29 万 7,000 円、これが基本額になりまして、その 0.1 カ月分ということで、2 万 9,700 円の増額になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。金谷議員。よろしいですか。

8 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行ないますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 議案第 35 号、佐用町議会議員の議員の報酬及び旅費等に関する条

例の一部を改正する条例に反対いたします。

議員の期末手当については、平成 26 年に支給月数を 0.15 月、4 万 1,250 円引き上げており、さらに今回、0.1 月、2 万 9,700 円の引き上げです。

一方、消費税率の引き上げ、物価上昇などによる実質賃金の低下が言われる中、町民の理解は得られません。

以上、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 35 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 35 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数です。よって議案第 35 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 44. 議案第 36 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 44 に入ります。議案第 36 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 36 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

このたびの税条例改正は、地方税法に定める猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの措置を講ずることになり、その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえて、換価の猶予に関する申請期限など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定めることとなったことによるものでございます。

主な改正点につきまして、1 点目は、申請による換価の猶予の特例が創設されるものでございます。

滞納者が地方税を一時に納付することにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内の期限に限り、その納付すべき地方税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができることとするものでございます。

2 点目は、職権による担保の徴収基準や徴収猶予をする場合の納付方法の見直し、徴収猶予の申請、添付書類の整備を規定するものであります。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 36 号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 36 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 36 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 45. 議案第 37 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 45、議案第 37 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 37 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成 22 年 4 月から団員定員を 1,160 人と定めておりますが、5 年が経過した平成 27 年 4 月現在の団員実数は 999 人となり、100 人以上の乖離が生じている現状でございます。これは、毎年団員の退団に伴う新入団員の確保が難しい現状であるとともに、分団統合が進んだことなどにより年々団員が減少いたしております。

今後も定員を確保できる見込みがないために、消防団本部と協議をし検討した結果、今回、定員の改正を行い、1,000 人に減らすこととなりました。今後は、女性消防団員や消防協力員の募集を行い、団員確保に努めるとともに、火災時には初期消火ができるような体制づくりを目指したいと考えております。

以上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 37 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 37 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 37 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 46. 議案第 38 号 佐用町コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 46、議案第 38 号、佐用町コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 38 号、佐用町コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、コミュニティ防災センターの開館時間を、現在午前 9 時から午後 10 時までとしているものを、午前 9 時から午後 5 時までに変更することに伴い、条例別表に定める使用料区分から夜間料金を削除するものでございます。

同施設は、佐用消防署庁舎との複合施設として建設されたもので、両施設の物理的な区分ができない構造であるために、西はりま消防組合発足後においても、実質的な維持管理を佐用消防署にお願いをしております。

このたび、たつの市の西はりま消防組合本部に消防指令システムが統一整備されたために、平成 28 年 4 月 1 日以降、佐用消防署における指令システム業務関係職員の配置がなくなり、夜間は交代勤務の職員のみとなります。

そのような状態で、同施設の夜間使用を継続した場合、火災・救急等の出動が重なり、夜間消防署に詰める職員が皆無となったときに、先ほど申しあげました建物構造上の問題から、コミュニティ防災センター及び消防署両方の施設管理に支障をきたす恐れがあるために、冒頭で申しあげましたとおり、開館時間を変更しようと考えております。

なお、開館時間の変更につきましては、規則第 3 条の改正によることとなります。改正規則とその新旧対照表を参考資料として添付をいたしておりますので、合わせてご覧をいただきたいと思います。

以上、ご承認いただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行います、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 38 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 38 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 38 号、佐用町コミュニティ
防災センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 47. 議案第 39 号 佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 47、議案第 39 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改
正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 39 号、佐用町上月
スポーツ公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
未利用町有地等の利活用のため、佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合による太
陽光発電事業を実施する計画において、佐用町上月スポーツ公園条例第 2 条に規定される、
上月工業団地公園内のテニスコートに太陽光パネル等を設置する予定でございます。
上月スポーツ公園につきましては、施設の老朽化等により、合併前から使用していない
状況でありますので、上月工業団地公園の用途を廃止しようとするものでございます。
また、本条例第 7 条においてテニス、ゲートボール、キャンプ場、炭焼き窯を削除する
ことにつきましては、既に本条例に規定される利用申請に基づく貸し出しを中止いたして
おりますので、あわせて改正させていただくものでございます。
ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 39 号につきましては、
総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願い
いたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

ただ今、議題としております議案第 39 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 39 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 48. 議案第 40 号 佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 48、議案第 40 号、佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 40 号、佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

人事行政の運営状況についての報告事項を定めた地方公務員法第 58 条の 2 第 1 項が改正され、人事評価の項目が追加されるとともに勤務成績の評定が削除されました。これに伴い、町におきましても、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で定めております報告事項についても同様の改正が必要となります。

次に、公平委員会の報告事項の改正でございますが、行政不服審査法の改正に伴うもので、不服申立てを審査請求に改正するものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

これから質疑に入りますが、質疑はございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 法律改正に伴う条例改正ではあるんですが、現行の(6)が削除されて、(2)職員の人事評価の状況というのが、新たに加わることによって、具体的に、これに関する実態というのは、どのように変わるのでしょうか。お尋ねします。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 実態と言いますと、その人事評価の状況を公表するということが、追加されるということですが、それと、この条文で言いますと、勤務成績の評定というのが削除されますから、この(6)のところが職員の研修の状況ということになります。

この条文で言うと、それぞれ(2)が(3)へ、(3)が(4)、(4)が(5)、(5)が(6)という形、(7)が(8)、(8)が(9)という条項に変わるということで、人事評価制度が追加ということだけでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 4 月から改正される地方公務員法が施行されることに伴って、このポイントとしては、能力とか実績に基づいて人事管理を徹底していくというのが、法律改正の主眼だというふうに説明が公表されているんですね。

ですから、そういう点からいくと、その法改正に伴って、条例を改正することによって、佐用町の職員というか、その採用とか、そういう関係とか、それから、いろいろな実績、それに対する人事評価の導入とか、そういった点について、管理が厳しくなるんじゃないかというふうに法律改正のポイントはそういうふうになっているんですけど、佐用町の場合は、この改正に伴って条文がそういうふうに変わるというだけで内容的には従来と変わらないんですか。ちょっと、お尋ねしたいんです。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

総務課長（鎌井千秋君） 人事評価の件については、以前にも申し上げたと思いますけれども、現在、27 年の 10 月 1 日から、この 28 年の 4 月 1 日の本格実施に向けて試行的な作業をしております。以前から、人事評価については、管理職を対象にやっておりました。それは、能力評価のみでありましたけれども、今回、能力評価に加えて業績評価、これを全職員を対象にやる予定を 4 月 1 日からしております。

それに向けて、今、先ほど言いましたように、試行的な作業をしておりますので、4 月 1 日からは、当然、人事評価というものをやってまいります。それに基づいて、1 年間なら 1 年間した中で、当然、それ人材育成を一番の目標にしながら評価をした結果を、それぞれの中にも反映させていくと形にはなっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 評価のあり方なんですけれど、一般の企業などだったら、成績がいとかいうの、すごくわかりやすいものが評価の基準になるうかと思うんですが、役場の職員が地方公務員の場合は、公正中立の立場で住民の人の福祉、実現のために能力を発揮するとかというふうな任務を負っている仕事ですから、なかなか評価の基準というのが、言うたらわかりにくい面もあるというのがあると思うんです。

ですから、そういう点で、評価の基準などは、具体的には全職員を対象にして評価制度をやっていくんだということなんですけれど、どういうふうなことが管理職について、これまで試行作業をされてきたという報告が、今、ありましたけれど、具体的には、どんな状況なんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 公務員、私たち職員、一般職の場合も、そうしたなかなか数量的な評価ができないという難しい点があることは確かなんです。

ですから、ただ、やはり人事院、国としても、特に職員の能力を上げていくために、また、やる気を出すためにも、この評価を行うと、評価制度をつくるということで、もう制度化されました。

ですから、そのことに対して、今、何年もかけて、ずっと試行的に、その評価の仕方等も研修しながら進めてきているところであります。

基本的には、それぞれの職員の少なくとも能力を高めていくということが、まず、やる気を出させるということが目的であります。業績評価等に入ってきますと、これがある程度、給与等にも関係をしていくということにもなっております。

ただ、今、平岡議員が言われている、今回のこの改正の中で、その評価の仕方、評価の内容というようなことを、ここでいろいろと議論となり説明をしようとしても、それは、本当にそのことだけをずっとやっていただかないと時間が十分、私も内容的には、担当者がそれぞれ説明をする以外にしかありませんので、これは少なくとも試行し、実際にやりながら、また、その内容、その方法についても再度検証し、検討しながら改正するところは改正していかなければならないと思いますし、評価をされるほう、するほう、特に評価をしていく側というのが、そうした評価をして勉強もし、経験を積んでいかなければならないというふうには考えております。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。
平岡議員はよろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、さらに。

13 番（平岡きぬゑ君） ちょっと、わからないので聞いているので、評価する側というのは、いわゆる管理職ですよ。管理職って、町長であったり、そういうのになると思います。
それで、その評価のあり方としては、先ほども言いましたけれど、住民にとって福祉が

向上するように、そういった能力を発揮できるし、職員がやる気を起こすような、そういう評価のあり方であってほしいと思うんです。萎縮してしまうようなことにはならないようにしてほしいということが願いなんですけれども、はい、質問というか、意見ですけれど。

議長（西岡 正君） はい、要望。

総務課長（鎌井千秋君） そういうことを踏まえて、いろんな目標設定をし、たびたび、それぞれ課長が下の者、見る時には面接もしたりして、そのへんは十分配慮しながら進めるということにしております。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 40 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 40 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 40 号、佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 49. 議案第 41 号 佐用町移動通信用施設条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 49、議案第 41 号、佐用町移動通信用施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 41 号、佐用町移動通信用施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
今回の改正は、今年度 3 月末完成を予定いたしております、石井地区の奥海集落地内の携帯電話中継局の開局に伴うもので、第 2 条の表中に、当該施設の名称及び位置を追加するものでございます。
以上、承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決いたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 41 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 41 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 41 号、佐用町移動通信用施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 50. 議案第 42 号 佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 50、議案第 42 号、佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 42 号、佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

この一部を改正する条例につきましては、平成 28 年 4 月 1 日に学校教育法等の一部を改正する法律の施行による関係条例の整理のために改正するものでございます。

関係法令の改正趣旨につきましては、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小中学校に加えて、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定するとしたものでございます。

また、本条例第 11 条に、「放課後児童支援員を置かなければならない。」と規定し、その資格要件として第 3 項第 4 号に「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校などの教諭となる資格を有する者」と定めておりますので、「教諭となる資格」に「義務教育学校」を加えるものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決いたします。

これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 42 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 42 号、佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 51. 議案第 45 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 51、議案第 45 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 45 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。
町では、県の補助を受け福祉医療費助成事業を実施しておりますが、このうち、母子家庭等医療費給付事業制度におきまして、町単独事業として、母子等の児童及び遺児についての所得制限を見直し、現在の児童扶養手当全部支給の基準以下から、同手当の一部支給の基準以下に緩和をし、対象児童等を拡大しようとするものでございます。
ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結します。
これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 45 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 45 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 52. 議案第 46 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 52、議案第 46 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 46 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正内容は、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し、減免の申請期限の改正及び国民健康保険税率等を改正しようとするものでございます。

課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しにあつては、地方税法施行令の一部改正に伴うもの、減免の申請期限の改正にあつては、総務省自治税務局市町村税課長通知に基づくものでございます。

国民健康保険税率等にあつては、国民健康保険財政基盤の安定化を図るため、改定を行うとするものでございます。

佐用町国民健康保険被保険者数は減少傾向が続く半面、被保険者一人当たりの医療費は増加をしており、現在、県下 41 の組合の中で一番高いという状況にあります。

平成 26 年度における、高医療費となる要因といたしましては、1 つに手術等で 1 件当たり 80 万円を超える医療費が多くみられること。2 つに、町内の病床数が多く、長期入院による医療費の増加。3 つに、地方単独事業、福祉医療による給付費増加等が考えられます。

これらの要因を合わせますと、約 4,800 万円ぐらいの医療費の増加につながっているというふうに考えられております。

国民健康保険税の一人当たり調定額は、税率改定を行った平成 24 年度で県下 41 組合中 39 番目であり、平成 26 年度で 41 組合中 38 位という状況になっております。

このように、保険税の額に対して給付の額が多い状況が依然として続いており、国民健康保険財政基盤の安定化を図るためには保険税の改定は避けて通れない状況でございます。

併せて、特定健康診査、特定保健事業の一層の推進を努め、医療費軽減に向けた効果的かつ効率的な事業を推進しなければならないと考えております。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます

ます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 46 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

議案第 46 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 46 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 46 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 53. 議案第 47 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 53、議案第 47 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 47 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回改正しようとする内容は、平成 27 年 12 月 16 日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布をされ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴うものでございます。

まず、1 点目は、介護認定審査会委員の任期について、2 年を超え 3 年以下の期間で、市町村が条例で定めることができることとなったため、佐用町におきましても介護認定審査会委員の任期を 2 年から 3 年に変更するために条例を改正しようとするものでございます。

2 点目は、介護保険料の減免申請に関する提出期限を納期限前 7 日を納期限に改めるものでございます。

減免の申請期限につきましては、既に町税条例においても同様の改正が行われており、このたび介護保険料も同様の期間を定め、減免を受けようとする方の、利便性に配慮する観点から改めるものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 47 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 47 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 47 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 54. 議案第 48 号 佐用町西新宿出張診療所条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 54、議案第 48 号、佐用町西新宿出張診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 48 号、佐用町西新宿出張診療所条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

西新宿出張診療所は、昭和 39 年に無医的へき地を解消し、医療保障の機会均等を図り、住民の健康管理に寄与するため、当時の医療法第 33 条の規定に基づく国の補助事業により、旧上月町の西新宿に、へき地出張診療所を公的医療機関として設置がされたところであります。

今回改正しようとする内容は、平成 18 年に医療法の一部改正が行われ、引用していた条文が削除されたため、本条例を整備するために改正しようとするものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 48 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 48 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 48 号、佐用町西新宿出張診療所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 55. 議案第 49 号 佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 55、議案第 49 号、佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 49 号、佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回改正しようとする内容は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行され、介護保険法の一部が改正をされました。
地域包括支援センターが行う業務のうち、包括的支援事業において、1つ、介護予防ケアマネジメント業務。2つ、総合相談支援業務。3つ、権利擁護業務。4つ、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つの業務を地域において一体的に実施しておりましたが、改正後は、従来から行っていました、1つ、総合相談支援業務。2つ、権利擁護業務。3つ目の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の3つの業務に加え、新たに、4つ目に第1号介護予防支援事業を一体的に実施することとなったところでございます。
また、これらの業務とは別に在宅医療・介護連携推進事業、また、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業も新たに行うことができるようになったため、改正をしようとするものでございます。
ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 49 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。
議案第 49 号について、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 49 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 49 号、佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 56. 議案第 50 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 56、議案第 50 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 50 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、佐用町営定住促進住宅の入居要件を緩和するものでございます。現在、定住促進住宅は、入居する階によって家賃が異なるほか、世帯の状況によって入居できる階に制限がございます。

単身勤労者も入居できるのが定住促進住宅の特性でございますが、現在は 4 階、5 階の合計 24 室にのみ入居することとなっており、空室がなければ入居できません。

今回の入居要件の緩和は、単身勤労者の入居できる階を 4 階以上から 3 階以上に入居できることとし、入居可能戸数を 10 室増やし、今後、佐用町を支えていただける若年層の入居を容易にしようとするものであります。

公営住宅法によらない町単独住宅の特性を生かし、その時代のニーズに即応しながら、定住促進の一翼を担うのが定住促進住宅でありますので、入居ニーズの高い単身勤労者等を受け入れやすくするものでございます。

また、平成 28 年度の地域おこし協力隊をそれぞれの業務で 5 名募集してございますが、対象は、佐用町へ住民票を移し、居住できる方といたしておりますので、これらにも対応できるものと考えております。

ご承認いただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 50 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 50 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 50 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 57. 議案第 51 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 57、議案第 51 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 51 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回改正しようとする内容は、昨年 12 月議会において制定されました同条例の個人番号の利用事務のうち、子育て世帯臨時特例給付金支給に関する事務でございます。

子育て世帯臨時特例給付金は、平成 26 年 4 月からの消費税引上げの影響等を踏まえ、平成 26 年度及び平成 27 年度において、児童手当が受給されている方を対象に支給しており、特に平成 27 年度においては、子育て世帯臨時特例給付金申請書と児童手当現況届の 2 つを兼用した様式でございましたので、個人番号利用事務に該当するため条例に規定をしておりましたが、このたび、国の平成 28 年度一般会計予算におきまして、子育て世帯臨時特例給付金の支給に要する費用が計上されませんでしたので、佐用町においても同条例中の子育て世帯臨時特例給付金支給に関する事務であって規則で定めるものを削除し、改正しようとするものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましては、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 51 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 51 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 51 号、佐用町行政手続にお
定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個
人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されまし
た。

日程第 58. 議案第 52 号 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例
の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 58、議案第 52 号、佐用町介護保険法の規定により条
例に委任された基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 52 号、佐用町
介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の制定につきまして、提案
のご説明を申し上げます。

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律が施行され、介護保険法の一部が改正をされました。

従来でございますと、厚生労働省令で定めるものとされていた指定地域密着型サービ
スの人員等の基準等を、市町村が条例で定めることとされているため、本町におきましても
関係法令等の基準を町の条例で定めており、その都度町条例を改正しておりました。

今回の介護保険法の改正による条例の主な改正点は、地域密着型に新たなサービスを加
えるために条例を改正する必要が生じるものでございますが、従来どおりの改正作業をい
たしますと、追加条文 37 カ所をはじめ、改正項目は合計 74 カ所となります。また、今後
におきましても毎年のように社会保障制度等の改革に伴い、介護保険法の改正が行われ、
基準となる省令等も大幅な改正が行われることが予測され、事務の効率化・事業所の事務
軽減等を十分考慮し、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例を含む 4 つの条例を廃止し、新たに 1 つの条例と
して佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例を制定しようと
するものでございます。

従来、法の改正等がございますと、町内の地域密着型サービス事業所は、法改正等によ

り人員や設備及び運営に関する基準をはじめ、介護保険法、町条例の全てを確認し、町条例の独自性の基準を確認するとともに、介護保険法、省令基準等の確認をする必要がございます。現在の町条例はコピー方式で、いわゆる、政省令により提示された基準の内容をそのまま条文上に制定する手法の条例でございます。

これに対しまして、今回制定しようとするリンク方式、いわゆる、政省令内容を改めて規定する手法はとらず、対象条項を引用し基準を定める手法の条例では、改正内容は、介護保険法、省令基準等で確認をしていただき、町の独自性がある箇所だけを町条例で確認していただくことができるようになるため、地域密着型サービス事業所の事務の負担軽減等を図ることができるようになり、わかりやすい条例になるものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

わかりやすい条例になるそうではございますけれども、説明は非常に私も含めてわからないところがございます。その点は、ご容赦いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 52 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。議案第 52 号については、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 52 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 52 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 先ほどの平岡議員の議案第 34 号に対する質問の中で、ちょっと金額を訂正させていただきたいと思います。

私、この 0.1 月分の額を 16 万 2,000 円と申し上げましたが、18 万 2,259 円であります。お詫びし、訂正いたします。よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） そのようでございますので、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
この会場のこの時計で午後 3 時 10 分といたします。

午後 0 2 時 5 0 分 休憩

午後 0 3 時 1 0 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、再開をいたしますが、石堂議員より退席を
させてほしいという申し入れがございました。

テクノで自治会長会があつて、自治会長が出席できないので副会長である石堂議員が出席するということでありました。どうしても行かなならんのですかということをおっしゃっていただいたら、どうしても行かなならんのだと。行くことの約束をされてますかということで、行くことの約束をしているということでもありますので、退席という表現ですけれども、終わればここ出席するということでもありますので、一応、退席ということでお認めしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

-
- | | | |
|---------|----------|--|
| 日程第 59. | 議案第 53 号 | 平成 2 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について |
| 日程第 60. | 議案第 54 号 | 平成 2 7 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について |
| 日程第 61. | 議案第 55 号 | 平成 2 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について |
| 日程第 62. | 議案第 56 号 | 平成 2 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について |
| 日程第 63. | 議案第 57 号 | 平成 2 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について |
| 日程第 64. | 議案第 58 号 | 平成 2 7 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について |
| 日程第 65. | 議案第 59 号 | 平成 2 7 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について |
| 日程第 66. | 議案第 60 号 | 平成 2 7 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について |
| 日程第 67. | 議案第 61 号 | 平成 2 7 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について |
| 日程第 68. | 議案第 62 号 | 平成 2 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について |
| 日程第 69. | 議案第 63 号 | 平成 2 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について |
| 日程第 70. | 議案第 64 号 | 平成 2 7 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について |
| 日程第 71. | 議案第 65 号 | 平成 2 7 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について |
| 日程第 72. | 議案第 66 号 | 平成 2 7 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について |

議長（西岡 正君） 次に日程第 59 に入ります。

日程第 59 から日程第 72 について、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程第 59、議案第 53 号、平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出についてから、日程第 72、議案第 66 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてまでを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 53 号から議案第 66 号につきまして、一括議題とされましたので順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 53 号、平成 27 年度佐用町一般会計補正予算（第 4 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,960 万 8,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135 億 7,165 万 4,000 円に改めるものでございます。

今回の補正は、各事業の精算見込み等のほか、人事院勧告に準拠した給与改定に伴う人件費、また、1 億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等を柱とした、国の補正予算に伴う追加事業費の計上などを行っております。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正により、説明をいたします。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、178 万 2,000 円の増額でございます。うち、町民税におきましては 122 万 5,000 円の増額。軽自動車税におきましては 55 万 7,000 円の増額を見込んでおります。

地方交付税は 906 万円の増額で、国の補正予算に伴う普通交付税の調整率分の復活交付でございます。

分担金及び負担金につきましては、133 万 7,000 円の減額でございます。うち、分担金におきましては 67 万 5,000 円の減額で、林業用施設整備事業分担金などの精算見込みでございます。負担金におきましては 66 万 2,000 円の減額。学童保育個人負担金、老人保護措置費施設費負担金などの実績見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては 3,000 円の増額で、行政財産使用料の増額などがございます。

国庫支出金につきましては、7,366 万 9,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金におきまして、265 万 4,000 円の減額で、児童手当国庫負担金の減額などがございます。国庫補助金におきましては、7,632 万 3,000 円の増額。国の補正予算に伴う地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金や、年金生活者等支援に係る臨時福祉給付金事業補助金の追加計上などが主なものでございます。

県支出金につきましては、2,790 万 5,000 円の減額でございます。うち、県負担金におきましては 53 万 2,000 円の減額で、児童手当県負担金の減額などがございます。県補助金におきましては、2,540 万 7,000 円の減額。ひょうご放課後プラン推進事業費補助金や、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金の実績見込みに基づく減額などがございます。

委託金におきましては、196 万 6,000 円の減額。県民税徴収事務委託金の減額が主なものでございます。

財産収入につきましては、1,022 万 9,000 円の増額。財産運用収入におきまして、財政調整基金預金利子など収入見込額に応じて利子及び配当金を補正をいたしております。

寄附金につきましては、一般寄附金及びふるさと応援寄附金 254 万 6,000 円の増額であります。

繰入金につきましては、2,174 万 4,000 円の減額でございます。うち、特別会計繰入金におきましては、介護保険特別会計及びメガソーラー事業収入特別会計の精算見込みにより 275 万 5,000 円の増額でございます。基金繰入金におきましては、災害復興基金 2,449 万 9,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、690 万 5,000 円の増額でございます。雑入におきまして、福祉医療補助金の追加交付による過年度収入、ひまわり祭り駐車料金などを増額いたしております。

町債につきましては、1,640 万円の増額でございます。過疎地域自立促進事業債は、ソフト分の限度額超過分を増額。児童福祉施設整備事業等、そのほかの事業につきましては、それぞれの実績見込みによりまして補正計上いたしております。

次に、歳出でございますが、予算書 3 ページをご覧ください。

なお、人件費関係については、冒頭ご説明させていただきましたとおり、給与改定に伴う増額が主なものでございますので、説明を省略させていただきます。

まず、議会費につきましては、44 万 1,000 円の増額で、人件費でございます。

総務費につきましては、1,393 万円の減額でございます。うち、総務管理費におきましては 1,382 万 6,000 円の減額で、播磨高原広域事務組合負担金、携帯電話等エリア整備事業費の実績見込みによる減額などでございます。国の補正予算に伴う、地方公共団体情報セキュリティ強化対策につきましては、個人番号利用事務等に係るパソコン端末への二要素認証の導入経費を追加計上いたしております。徴税費におきましては 311 万 5,000 円の減額で、賦課徴収費における予算整理が主なものでございます。戸籍住民登録費におきましては 363 万 7,000 円の増額で、地方公共団体情報システム機構交付金の増額が主なものでございます。統計調査費におきましては、予算整理によって 62 万 6,000 円を減額いたしております。

民生費につきましては、3,305 万 9,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費におきまして 7,130 万 7,000 円の増額で、主なものは、国の補正予算に伴う年金生活者等支援に係る臨時福祉給付金の追加計上や、朝霧園特別会計繰出金の増額などでございます。児童福祉費におきましては 3,829 万 3,000 円の減額で、乳幼児等医療費や臨時職員賃金などを減額整理。ほかに、国の補正予算に伴う子ども子育て支援システム改修費を追加計上いたしております。国民年金事務取扱費におきましては 4 万 5,000 円の増額で、人件費でございます。

衛生費につきましては、5,020 万円の減額でございます。うち、保健衛生費におきましては 2,848 万 4,000 円の減額で、簡易水道事業特別会計繰出金やがん検診委託料の減額が主なものでございます。清掃費におきましては 2,171 万 6,000 円の減額で、にしはりま環境事務組合への負担金などを減額いたしております。

農林水産業費につきましては、5,173 万 7,000 円の減額でございます。うち、農業費におきまして 2,436 万 8,000 円の減額。農作物特産定着化対策費補助金や地籍調査事業費など、事業の実績見込み、あるいは精算見込みによる減額でございます。林業費におきましては 2,736 万 9,000 円の減額。林内路網整備事業や荒廃溪流等整備事業の実績見込みによる減額でございます。

商工費につきましては 928 万 6,000 円の減額。中小企業者支援事業資金融資利子補給金、笹ヶ丘公園落石防護柵設置事業の実績見込みによる減額が主なものでございます。

土木費につきましては、1 億 4,199 万円の減額でございます。うち、土木管理費におきまして 1,182 万 7,000 円の減額で、急傾斜地崩壊対策事業負担金などの実績見込みでございます。道路橋梁費におきましては 9,971 万 6,000 円の減額。道路維持・道路新設改良事業などで、事業の実績見込みにより減額をいたしております。河川費におきましては、河川事業県委託料として工事請負金 280 万円の減額でございます。下水道費におきましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金 2,715 万 6,000 円の減額でございます。住宅費におきましては 49 万 1,000 円の減額で、住宅管理事業における実績見込みによるものでございます。

消防費につきましては 2,701 万 6,000 円の減額で、西はりま消防組合負担金や、防災訓練等補助金の精算見込みによる減額が主なものでございます。

教育費につきましては、2,214 万円の減額でございます。うち、教育総務費におきまして 92 万 6,000 円の減額で、人件費が主なものでございます。小学校費におきましては 119 万 6,000 円の減額で、子育て支援事業補助金の精算見込みによるものなどでございます。中学校費におきましては 765 万 9,000 円の減額で、屋内運動場吊り天井改修工事の実績見込みによる減額などでございます。社会教育費につきましては 803 万 4,000 円の減額で、さよう文化情報センター運営費や文化財保護費の予算整理によるものでございます。保健体育費におきましては 432 万 5,000 円の減額で、体育館運営費、給食センター運営費などの予算整理でございます。

災害復旧費につきましては、120 万円の減額で、農林水産施設災害復旧費でございます。

公債費につきましては、2 億 1,737 万 3,000 円の増額でございます。うち、元金におきまして、2 億 4,037 万 3,000 円の増額。利子におきましては 2,300 万円の減額でございます。

諸支出金につきましては、1 億 3,623 万 4,000 円の増額でございます。うち公営企業費におきまして、基礎年金拠出金繰出金 2 万 7,000 円を増額。基金費におきましては、1 億 3,620 万 7,000 円の増額。財政調整基金など各種基金積立金でございます。うち、任意積み立ては、減債基金積立金 1,054 万 8,000 円、ふるさと応援基金積立金 220 万円、過疎地域自立振興基金積立金 1 億 1,370 万円。そのほかに基金利子等、運用益金に係る積立金の予算整理でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして説明をいたします。5 ページをご覧ください。

地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業 1,287 万 4,000 円、年金生活者等の臨時福祉給付金給付事業 8,501 万 7,000 円、子ども子育て支援システム改修事業 112 万 4,000 円、道路新設改良事業 630 万円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の金額を設定するものでございます。

次に、地方債の変更でございますが、第 3 表、地方債補正によりまして説明をいたします。同じく 5 ページでございます。

地方債の変更は、過疎地域自立促進事業におきまして、借入限度額の超過が認められたため、限度額を 2 億 2,740 万円に改めます。

義務教育施設整備事業におきまして、事業費の実績見込みに基づきまして、起債の限度額を 1 億 9,640 万円に改めるものでございます。

以上、佐用町一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 54 号、平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を行います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 288 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,640 万 5,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正により説明をいたします。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

繰越金につきましては、288 万円の増額であります。今回の補正は、前年度繰越金の確定による増額でございます。

次に、歳出であります。諸支出金の繰出金につきまして、288 万円の増額でございます。歳入である、前年度繰越金の増額にあわせて一般会計への繰出金を増額するものでございます。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 55 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,160 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 7,182 万 9,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正により説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、1,972 万 4,000 円の減額で、現年課税分の実績見込みによるものでございます。

国庫支出金につきましては、4,860 万 1,000 円の減額で、医療費及び拠出金等の実績見込みによる国庫負担金の減額でございます。

県支出金につきましては、23 万 2,000 円の減額でございます。県負担金は 72 万 6,000 円の減額で、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を国庫負担金と同額を増減調整し、県補助金は 49 万 4,000 円の増額で、医療費等の実績見込みに基づく増額であります。

共同事業交付金につきましては、7,604 万 7,000 円の増額で、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の、実績見込みによるものでございます。

財産収入は、5 万 8,000 円の減額で、保険給付費準備基金の利子分でございます。

繰入金につきましては、416 万 8,000 円の増額で他会計繰入金の、職員給与等繰入金、その他一般会計繰入金の実績見込によるものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、15 万 3,000 円の減額であります。うち、総務管理費は 6 万 8,000 円の減額、運営協議会費 8 万 5,000 円の減額であります。

共同事業拠出金につきましては、1,344 万 3,000 円の増額で、事業の実績見込による予算整理であります。

保健事業費につきましては、197 万 4,000 円の減額で、特定健康診査等事業費 176 万 4,000 円の減額、保健事業費 21 万円の減額、いずれも事業の実績見込による予算整理でございます。

基金積立金につきましては、5 万 8,000 円の減額でございます。

諸支出金は、34 万 2,000 円の増額で、償還金及び還付加算金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 56 号、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,995 万 5,000 円といたしております。

その中身につきまして、第 1 表によりまして説明をいたします。予算書 1 ページをご覧

ください。

歳出について、まず、説明をいたします。

総務費で、総額に変更はございませんが、人件費予算を組みかえております。

以上、佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案の説明といたします。

次に、議案第57号、平成27年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,560万9,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正により説明を申し上げます。

まず、歳入から、1ページをご覧ください。

保険料につきましては、第1号被保険者介護保険料1,079万3,000円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、督促手数料として1万7,000円の増額であります。

国庫支出金につきましては、1,275万円の増額でございます。内容は、国庫補助金におきまして、現年度分調整交付金1,281万5,000円の増額が主なものであります。

県支出金につきましては、3万2,000円の減額であります。内容は、地域支援事業交付金の減額でございます。

財産収入につきましては、2万円の減額で、内容は、介護保険給付費準備基金預金利子の減額でございます。

繰入金につきましては、224万4,000円の減額であり、内容は、一般会計繰入金46万1,000円、基金繰入金178万3,000円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、52万円の減額でございます。内容は、総務管理費において、人件費32万3,000円の増額。介護認定審査会費において、認定調査費84万3,000円を減額しております。

地域支援事業費につきましては、包括的支援事業費16万7,000円の減額でございます。

基金積立金36万5,000円の増額は、介護給付費準備基金積立金の増額に伴うものでございます。

続いて、サービス事業勘定についての歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,094万7,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表により説明をいたします。

まず、歳入から、11ページをご覧ください。

歳入につきましては、サービス収入の予防給付費収入を24万円増額いたしております。

次に、歳出につきましては、サービス事業費の居宅サービス事業費を36万5,000円増額、諸支出金の繰出金を12万5,000円減額いたしております。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第58号、平成27年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,821万2,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正により説明を申し上げます。

まず、歳入から、1ページをご覧ください。

事業収入につきましては、693万5,000円の減額でございます。内容は、入所者数の変動等により、生活扶助費233万4,000円、施設事務費460万1,000円の減額をしております。

す。

繰入金では、一般会計からの繰入金 683 万 8,000 円を増額いたしております。

次に歳出でございますが、民生費につきまして、9 万 7,000 円の減額でございます。うち、老人ホーム費におきまして、一般管理費 6,000 円、運営費 9 万 1,000 円をそれぞれ減額をいたしております。

以上、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 59 号、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,384 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,453 万円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

財産運用収入につきましては、財政調整基金預金利子 35 万 2,000 円を増額いたしております。

繰入金につきましては、2,620 万 1,000 円の減額で、うち、一般会計繰入金におきましては、精算見込みにより 2,663 万 6,000 円を減額、基金繰入金におきましては、財政調整基金繰入金 43 万 5,000 円を計上いたしております。

諸収入につきましては、雑入 880 万円の増額で、河川改修関連事業等による水道管移転補償費の精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、1,680 万円の減額で、対象事業の精算見込みによるものであります。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費につきまして、3,384 万 9,000 円を減額し、うち、管理費におきましては 1,174 万 8,000 円の減額で、光熱水費電気料、工事請負費などの精算見込みによるものでございます。建設改良費におきましては 2,210 万 1,000 円の減額で、河川改修事業等による支障管移転補償工事において、協議調整の結果、事業の廃止、見直し等を行ったことによる減額が主なものでございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 60 号、平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,802 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1,185 万 8,000 円に改めるものでございます。

その中身について、第 1 表、歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては、使用料 148 万 6,000 円の減額で、決算見込みによるものでございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 168 万円の増額で、精算見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 2,715 万 6,000 円の減額であります。諸収入につきましては雑入 654 万 2,000 円の増額で、河川改修事業等による支障管移設に伴う補償費の精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、公共下水道債 760 万円の減額で、対象事業費の精算見込みによるものであります。

次に歳出であります。公共下水道事業費につきましては、2,802 万円を減額し、うち、管理費におきまして 1,182 万 9,000 円の減額で、光熱水費電気料、浄化センター管理委託料などの精算見込みによるものでございます。事業費におきましては 1,619 万 1,000 円の

減額で、下水統合にかかる、佐用処理区マンホールポンプ場詳細設計業務等の精算見込みによる委託料の減額が主なものでございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 61 号、平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 346 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,472 万 5,000 円に改めるものでございます。

その中身について、第 1 表、歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。

まず、歳入から説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては、使用料 122 万 6,000 円の減額で、決算見込みに基づくものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 73 万 8,000 円の減額でございます。

町債につきましては、農業集落排水事業債 150 万円の減額で、徳久バイパス管渠移設工事の精算によるものであります。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、346 万 4,000 円の減額でございます。うち、浄化槽管理費におきまして、浄化槽本体の緊急修繕費用として 100 万円を増額、農業集落排水施設管理費におきましては 304 万 3,000 円の減額で、光熱水費電気料、測量調査設計委託料等で、それぞれ実績に基づく減額をいたしております。農業集落排水施設事業費におきましては 142 万 1,000 円の減額で、徳久バイパス管渠移設工事の精算によるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 62 号、平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 932 万 5,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりご説明をいたします。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。使用料及び手数料につきましては、野外活動センターの使用料 40 万円の減額で、グループ用ロッジ使用料の実績見込みに基づく減額であります。

財産収入の財産運用収入につきましては、11 万 9,000 円の増額で、整備基金預金利子の決算見込みによるものであります。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金 11 万 1,000 円の増額で、職員賃金の実績見込みに基づく増額であります。

諸収入につきましては、雑入 34 万円の増額で、ロッジ利用料 33 万円の増額、観測小屋使用料 5,000 円の増額、天文台公園運営費委託金の人件費 9 万 3,000 円の減額、天文台公園運営費委託金の運営費 9 万 3,000 円の増額、雑入その他アメニティグッズの販売収入 5,000 円の増額であります。

次に歳出でございますが、教育費につきまして、5 万 1,000 円の増額であります。グループロッジ運営費におきまして、燃料費及び修繕費の減額、天文台公園運営費におきまして、過不足調整による増額が主なものでございます。

諸支出金につきましては、基金費 11 万 9,000 円の増額でございます。基金預金利子の確定に伴うものであります。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 63 号、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 145 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,238 万 4,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正により説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、200 万円の減額で、全額が事業収入で、食堂売上料が減額になる見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、345 万 1,000 円の増額で、笹ヶ丘荘管理運営費の増額に伴う、一般会計繰入金の増額であります。

次に、歳出でありますが、笹ヶ丘荘費につきましては、145 万 1,000 円の増額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、その内容は、実績見込みに基づく人件費の増額と、修繕料、備品購入費の増額、消費税の減額でございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 64 号、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 108 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,535 万 3,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正により説明を申し上げます。

まず、歳入から、1 ページをご覧ください。

診療収入につきましては、保険診療報酬の収入減見込により 537 万 3,000 円の減額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として 469 万 7,000 円の増額であります。

諸収入につきましては、40 万 9,000 円の減額であります。

次に、歳出であります。総務費の 108 万 5,000 円の減額は、人件費及び歯科医師報酬等の実績見込によるものでございます。

以上、歯科保健特別会計補正予算の提案説明といたします。

次に、議案第 65 号、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入・支出予算の総額に収入・支出それぞれ 11 万 5,000 円を追加をし、収入・支出予算の総額を収入・支出それぞれ 1 億 1,346 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、収入から、予算書 1 ページをご覧ください。

共済事業収益につきましては、11 万 5,000 円の増額で、全額が営業収益でございます。

次に支出でありますが、予算書 2 ページ、共済事業費用につきまして、11 万 5,000 円の増額で、全額が営業費用でございます。

次に各勘定の内容についての説明を申し上げます。

家畜共済につきましては、評価基準と死廃・病傷事故件数の見込変更に伴い、支出では、家畜保険料 4 万 2,000 円、技術料 10 万 6,000 円、家畜責任準備金繰入 1 万 2,000 円の増額、家畜共済金 16 万円の減額でございます。

業務勘定につきましては、勤勉手当率の改正に伴い、収入では受取補助金、支出では一般管理費、それぞれ 11 万 5,000 円の増額であります。

以上で、農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 66 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由は、平成 27 年度事業計画の精算見込みを確定させるもので、河川改修事業等による支障管移転補償工事において、協議調整の結果、事業の廃止、見直し

等を行ったことによる補正が主なものであります。

その中身について、予算書 1 ページをご覧ください。

第 2 条の収益的収入及び支出において、収入の第 1 款、水道事業収益の第 2 項、営業外収益を 2 万 7,000 円の増額、水道事業収益の総額を 1 億 8,327 万 9,000 円に、支出の第 1 款、水道事業費用の第 1 項、営業費用を 1,000 円減額し、第 2 項、営業外費用を 87 万 2,000 円減額し、水道事業費用の総額を 2 億 4,612 万円に改めるものでございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出において、収入の第 1 款、資本的収入の第 1 項、企業債を 1,000 万円の減額、第 9 項、工事負担金を 1,144 万 3,000 円減額し、資本的収入の総額を 3,443 万 7,000 円に、支出の第 1 款、資本的支出の第 1 項、建設改良費を 3,972 万円に減額をし、資本的支出の総額を 7,864 万 9,000 円に改めるものでございます。

最後に、第 5 条、他会計からの補助金については、基礎年金拠出金分 45 万 8,000 円とあるのを 48 万 5,000 円に補正をいたしております。

以上、水道事業会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上で、議案第 53 号から議案第 66 号までの、平成 27 年度一般会計並びに、各特別会計補正予算の提案の説明を終わらせていただきます。

それぞれ十分ご審議の上、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております、議案第 53 号から議案第 66 号につきましては、3 月 14 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

日程第 73.	議案第 67 号	平成 28 年度佐用町一般会計予算案の提出について
日程第 74.	議案第 68 号	平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について
日程第 75.	議案第 69 号	平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
日程第 76.	議案第 70 号	平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
日程第 77.	議案第 71 号	平成 28 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
日程第 78.	議案第 72 号	平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
日程第 79.	議案第 73 号	平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
日程第 80.	議案第 74 号	平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
日程第 81.	議案第 75 号	平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
日程第 82.	議案第 76 号	平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
日程第 83.	議案第 77 号	平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
日程第 84.	議案第 78 号	平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
日程第 85.	議案第 79 号	平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
日程第 86.	議案第 80 号	平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について

日程第 87. 議案第 81 号 平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について

日程第 88. 議案第 82 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 73 に入ります。日程第 73 から日程第 88 についても一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 73、議案第 67 号、平成 28 年度佐用町一般会計予算案の提出についてから、日程第 88、議案第 82 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてまでを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。はい、お願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 67 号から議案第 82 号、平成 28 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算の提案の説明をさせていただきます。

まず、議案第 67 号、平成 28 年度佐用町一般会計予算の提案の説明をいたします。

予算第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 128 億 9,842 万 9,000 円、対前年度比で 2 億 4,540 万 2,000 円、1.9 パーセントの減少でございます。

それでは、予算の中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりましてご説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、21 億 4,021 万 6,000 円を計上、対前年度比 1,725 万 1,000 円、0.8 パーセントの減でございます。うち、町民税におきましては 6 億 8,488 万 6,000 円、対前年度比 1,493 万 8,000 円、2.1 パーセントの減となっております。固定資産税におきましては 12 億 8,052 万 7,000 円、同じく 1,311 万 6,000 円、1.0 パーセントの減。軽自動車税におきましては 6,816 万 4,000 円、同じく 1,466 万 1,000 円、27.4 パーセントの増となっております。町たばこ税におきましては 1 億 604 万 6,000 円、同じく 339 万 4,000 円、3.1 パーセントの減。入湯税は 59 万 3,000 円、同じく 46 万 4,000 円、43.9 パーセント減でございます。

次に地方譲与税及び各種交付金でございますが、全て 12 月に総務省から示された地方財政対策に基づく見込み数値を計上いたしております。

地方譲与税につきましては、1 億 2,670 万円を計上し、対前年度比 4.2 パーセントの減でございます。内訳は、地方揮発油譲与税が 3,690 万円、9.1 パーセントの減、自動車重量譲与税が 8,980 万円、2.0 パーセントの減でございます。

利子割交付金は、340 万円で 24.4 パーセントの減。

配当割交付金は、3,330 万円で、106.8 パーセントの増となっております。

株式譲渡所得割交付金は、7,760 万円、2.4 パーセントの増。

地方消費税交付金は、3 億 3,800 万円、14.6 パーセント増でございます。うち、社会保障財源化分は 1 億 3,910 万円、税率引き上げ分でございます。

ゴルフ場利用税交付金は、3,820 万円、14.0 パーセントの減。

自動車取得税交付金は、2,580 万円、57.1 パーセント減を計上いたしております。

地方特例交付金は、560 万円、対前年度比 3.4 パーセントの減でございます。

地方交付税は、60 億 5,032 万 3,000 円、対前年度比 7.1 パーセント減を計上いたしております。国が示す、平成 28 年度地方財政対策では、地方交付税総額は、16 兆 7,003 億円、対前年度比 0.3 パーセント減でございますが、施政方針でも申し上げましたとおり、地方財政計画における歳出の特別枠の減少分を 9,043 万 3,000 円、合併算定替えの特例による増加額の通減を 1 億 1,815 万 6,000 円見込むなどの関係で、それを上回る減少率となっております。なお、特別交付税につきまして、地方交付税総額に占める割合が 6 パーセントから 4 パーセントに引き下げられる予定でありましたが、近年の災害対策経費の算定状況等を踏まえて、再度の法律改正によりまして、平成 28 年度以降も 6 パーセントの割合が維持されることとなっております。

交通安全対策特別交付金は、400 万円で、20 パーセントの減。

分担金及び負担金につきましては、1 億 2,559 万 2,000 円、対前年度比 51.7 パーセント増を計上いたしております。うち、分担金におきましては 932 万 1,000 円、31.5 パーセントの減で、土地改良事業分担金、町単独治山事業分担金など、前年同様の受益者分担金を計上。負担金におきましては 1 億 1,627 万 1,000 円、68.1 パーセントの増。旧三土中学校解体撤去工事に伴う宍粟市負担金が皆増となっております。

使用料及び手数料につきましては、2 億 4,740 万 8,000 円、対前年度比 2.5 パーセント減を計上いたしております。うち、使用料におきましては、1 億 9,453 万 5,000 円、2.2 パーセントの減。町営住宅使用料、文化情報センター使用料、町民プール使用料など、經常収入を前年同様計上いたしております。手数料におきましては 5,287 万 3,000 円、3.6 パーセントの減で、し尿処理手数料の減が主なものでございます。そのほか、戸籍関係手数料など經常収入を前年同様に計上いたしております。

国庫支出金につきましては、5 億 5,521 万 4,000 円、対前年度比 17.1 パーセント減を計上いたしております。うち、国庫負担金におきましては 4 億 2,528 万 4,000 円、6.5 パーセント増で、児童手当負担金、障害者自立支援給付費負担金などが主なものであります。国庫補助金におきましては 1 億 2,511 万 4,000 円、53.1 パーセントの減で、東徳久における農業基盤整備事業、また、学校体育館吊り天井対策事業の終了により、大幅な減少となっておりますが、臨時福祉給付金に係る補助金、障害者地域生活支援事業補助金、子ども・子育て支援交付金、社会資本整備総合交付金などを計上いたしております。国庫委託金におきましては 481 万 6,000 円、12.8 パーセントの増で、基礎年金等事務委託金などを計上しております。

県支出金につきましては、7 億 5,214 万 1,000 円で、対前年度比 2.1 パーセント減を計上しております。うち、県負担金におきましては 2 億 7,825 万 4,000 円、7.3 パーセントの増で、児童手当負担金、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。県補助金におきましては 2 億 5,433 万 4,000 円、16.9 パーセント減。総務費関係は、携帯電話等エリア整備事業補助金が皆減しており、民生費関係は、福祉医療費関係の補助金が主なものでございます。農林水産業費関係では、基盤整備促進事業補助金、多面的機能支払交付金、森林整備地域活動支援交付金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金、治山事業補助金など、継続的な事業を中心に、当該財源を計上いたしております。土木費関係では、シェルター型工事費補助金、屋根軽量化工事費補助金などを新規計上しております。消防費関係では、避難所等井戸設置事業補助金を計上。教育費関係は、前年度同様の予算計上をいたしております。県委託金におきましては 2 億 1,955 万 3,000 円、8.3 パーセント増で、参議院議員通常選挙事務費市町交付金、県民税徴収事務委託金、県営地籍調査事業委託金が主なものでございます。

財産収入につきましては、7,480 万 8,000 円、対前年度比 1.3 パーセント増であります。

うち、財産運用収入におきまして 7,410 万円、1.0 パーセントの増で、内訳は、土地、建物及び光ファイバー網の賃貸料と、利子及び配当金であります。財産売払収入におきましては 70 万 8,000 円、54.6 パーセントの増で、立木売払代金などであります。

寄附金につきましては、650 万 1,000 円、対前年度比 62.5 パーセント増を計上しております。ふるさと応援寄附金などを見込んでおります。

繰入金につきましては、4 億 3,010 万 3,000 円、対前年度比 16.1 パーセント増を計上しております。うち、特別会計繰入金におきましては 6,419 万 4,000 円、6.5 パーセントの減で、基金繰入金におきましては 3 億 6,590 万 9,000 円、21.2 パーセント増で、財政調整基金 1 億 9,500 万円、減債基金 1 億 596 万 9,000 円、ふるさと応援基金 600 万円、災害遺児等修学・生活支援基金 94 万円、災害復興基金 5,800 万円を、それぞれ予算に繰り入れるものでございます。

繰越金につきましては、1,000 円、前年同額で、名目予算であります。

諸収入につきましては、1 億 6,894 万 5,000 円、対前年度比 6 パーセント減を計上しております。うち、延滞金加算金及び過料におきましては 1,250 万円、3.8 パーセントの減で、町預金利子におきましては 100 万円、前年度と同額。受託事業収入におきましては 340 万円、166.5 パーセントの増。貸付金元利収入におきましては 69 万 1,000 円、16.8 パーセントの減。

雑入におきましては、1 億 5,135 万 4,000 円、7.5 パーセントの減。消防団員退職報償金受入金、県市町村振興協会市町交付金、ひまわり祭り駐車料金などを受け入れております。

歳入の最後、町債につきましては、16 億 9,457 万 7,000 円、対前年度比 18.1 パーセント増を計上いたしております。総務債におきまして、臨時財政対策債 4 億 1,477 万 7,000 円など、民生債におきましては、児童福祉施設整備事業債 5 億 8,990 万円、教育債におきましては、義務教育施設整備事業債 1 億 3,260 万円などを計上いたしております。

次に、歳出で、予算書 4 ページ、5 ページでございます。

まず、議会費につきましては、1 億 2,020 万 2,000 円、対前年度比 3.0 パーセントの減を計上いたしております。議員の皆さんの報酬及び職員給与等に係る経費が主なものでございます。

総務費につきましては、13 億 6,873 万 5,000 円、対前年度比 4.2 パーセント減を計上しております。

うち、総務管理費におきましては 11 億 7,861 万 1,000 円、5.1 パーセントの減で、定住対策推進のため新設した科目、第 10 款、総務費、第 10 項、総務管理費、第 12 目、定住対策費でございます。予算計上額は 2,263 万 4,000 円、地域おこし協力隊の人件費のほか、定住促進パンフレットの作成、プロモーションビデオ制作などの経費でございます。地域おこし協力隊の他の分野、情報発信、農業、林業、観光につきましては、それぞれ文書広報費、農業振興費、林業振興費、観光費に人件費等の関係予算を計上いたしております。防犯対策費では、老朽危険空き家除却支援事業補助金 133 万 2,000 円を新規計上いたしております。

徴税费におきましては 1 億 2,993 万 2,000 円、2.4 パーセントの増で、賦課徴収費におきましては、不動産鑑定評価委託料 1,296 万円を計上いたしております。

戸籍住民登録費におきましては 3,659 万 2,000 円、23.1 パーセントの増であります。

選挙費におきましては 1,339 万 7,000 円、9.6 パーセントの増で、参議院議員選挙費 1,282 万円の計上でございます。

統計調査費におきましては 905 万 1,000 円、45.7 パーセントの減で、経済センサスを予定しております。

監査委員費におきましては 115 万 2,000 円、3.4 パーセント増であります。

次に、民生費につきましては、35 億 9,338 万 5,000 円、対前年度比 18.4 パーセントを計上しております。

うち、社会福祉費におきまして 20 億 9,953 万 2,000 円、2.5 パーセントの増を計上しており、主なものとしたしましては、社会福祉総務費で、臨時福祉給付金 1,944 万円、町社会福祉協議会助成金 5,000 万円、国民健康保険特別会計繰出金 2 億 1,998 万 8,000 円、介護保険特別会計繰出金 3 億 6,673 万 3,000 円などを計上しております。高齢者福祉費では、外出支援サービス事業委託料 1,870 万 4,000 円、外出支援事業助成金 2,000 万円などを計上しております。後期高齢者医療費は、総額で 3 億 9,643 万 5,000 円。障害者福祉費は、障害福祉サービス費など扶助費を中心に総額 6 億 2,332 万 6,000 円を計上しております。

次に、児童福祉費におきましては 14 億 7,521 万 9,000 円、52.5 パーセントの増となっております。主なものとしたしましては、児童福祉総務費で、学童保育事業委託料 711 万 2,000 円、出産祝い金 540 万円、乳幼児等医療費 7,000 万円などでございます。児童措置費は、児童手当 2 億 2,560 万円を計上しております。保育園費では 5 億 573 万 7,000 円を計上し、児童福祉施設整備費は、仮称であります南光地域保育園建設事業費及び三日月保育園大規模改修事業の実施設設計費を計上し、南光地域保育園の通園バス購入費は、保育園費に計上いたしております。子育て支援センター運営費は、総額 1,928 万 1,000 円で、地域子育て支援拠点事業など、継続して進めてまいります。

国民年金事務取扱費につきましては 902 万円で、19.8 パーセントの増でございます。

災害救助費におきましては、961 万 4,000 円、15.9 パーセント減でございます。

次に、衛生費につきましては、13 億 628 万 7,000 円、対前年度比 1.9 パーセント減を計上しております。

うち、保健衛生費におきましては 8 億 2,088 万円、10.3 パーセントの減。主なものとしたしましては、保健衛生総務費で、救急医療等確保対策助成金 625 万円、病院群輪番制運営事業補助金 2,185 万円、簡易水道事業特別会計繰出金 2 億 5,005 万 4,000 円などでございます。予防費では、おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルス、インフルエンザなど子供の任意接種を含む予防接種委託料 5,359 万 9,000 円、がん検診委託料 1,438 万 5,000 円などとなっております。母子衛生費では、妊婦健康診査委託料 784 万円及び妊婦健康診査補助金 166 万 6,000 円、不妊治療支援補助金 80 万円、未熟児養育医療費 14 万 5,000 円を計上しております。環境衛生費では、住宅用太陽光発電システム設置補助金 500 万円と生活排水処理事業特別会計繰出金 3 億 2,785 万 1,000 円などでございます。

清掃費におきましては、4 億 8,540 万 7,000 円、16.6 パーセントの増で、主なものとしたしましては、清掃総務費で、にしはりま環境事務組合負担金 2 億 3,798 万 3,000 円などがあります。塵芥処理費は、最終処分場の経常的な経費でございます。

次に、農林水産業費につきましては、8 億 6,425 万 9,000 円、対前年度比 6.5 パーセント減を計上しております。

うち、農業費におきましては、6 億 6,778 万 9,000 円、11.8 パーセントの減。主なものとしたしましては、農業総務費で、農業共済事業特別会計繰出金 2,212 万 7,000 円などがあります。農業振興費では、農作物特産定着化対策費補助金 1,469 万 5,000 円、中山間地域等直接支払推進事業補助金 3,380 万 6,000 円、野生動物防護柵設置費補助金 2,140 万円、経営所得安定対策推進事業費補助金 436 万 3,000 円、新規就農総合支援事業費補助金 450 万円、経営体育成支援事業補助金 390 万円、地域集積協力金 523 万円などがあります。地域農政対策事業費では、農業の担い手確保補助金 2,630 万円などで、農地費では、町単土地改良事業、土地改良維持管理適正化事業などに係る工事請負金 1,800 万円、那手地区土地改良事業共同施行補助金 1,100 万円などを計上しております。地籍調査事業費は、円応

寺地区など9地区、12.07平方キロメートルの関係経費、総額2億1,497万2,000円でございます。自然観察村運営費では、全てのオートサイトへの電源設備設置費を計上をいたしております。

林業費におきましては、1億9,647万円、17.5パーセントの増であります。主なものといたしましては、林業総務費で、町行造林事業委託料1,111万円、有害鳥獣対策として、大型獣処理委託料300万円、有害鳥獣駆除補助金600万7,000円、有害鳥獣駆除活動補助金2,882万5,000円、シカ緊急捕獲拡大事業負担金1,064万6,000円などがございます。林業振興費では、森林組合への高性能林業機械整備事業補助金570万円、森林資源活用事業補助金400万円は、木材ステーション運営助成と木質バイオマス燃焼機器購入助成に係るものでございます。そのほか、主なものといたしましては、林道・作業道の路網整備事業費1,100万円、町単独造林事業補助金2,341万5,000円、森林整備地域活動支援交付金1,176万6,000円、森林保全間伐促進事業費補助金600万円などがございます。治山事業費は、災害関連事業の荒廃溪流整備事業費として総額3,244万円を計上いたしております。

次に、商工費につきましては、1億8,290万9,000円、対前年度比5.9パーセント増を計上いたしております。主なものといたしましては、商工総務費で、消費者行政活性化事業費355万5,000円。商工業振興費では、町商工会助成金2,672万円、中小企業者支援事業資金融資利子補給金950万円、新規起業・創業支援助成金350万円などがあります。観光費では、利神城ビューポイント整備事業費として725万円、町観光協会補助金617万2,000円、西はりま天文公園特別会計繰出金1,510万6,000円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金4,298万9,000円などがございます。

次に、土木費につきましては、13億8,992万4,000円、対前年度比で7.9パーセント減の計上でございます。

うち、土木管理費におきましては8,450万7,000円、12.5パーセントの増で、主なものといたしましては、土木総務費の急傾斜地崩壊対策事業負担金3,350万円、新規事業のシェルター型工事費補助金50万円及び屋根軽量化工事費補助金50万円などがございます。

道路橋梁費におきましては、6億2,398万5,000円、5.8パーセントの減で、道路維持費、道路新設改良費、橋梁維持費、橋梁新設改良費の総額は、それぞれ1億7,641万9,000円、2億5,736万7,000円、7,700万円、5,003万円でございます。

河川費におきましては、4,175万9,000円、23.9パーセントの減で、河川維持費及び河川清掃費などがございます。

都市計画費におきましては、4,262万3,000円、6.7パーセントの増で、播磨高原広域事務組合上下水道事業繰出金が主なものでございます。

下水道費におきましては、5億1,826万8,000円、8.7パーセントの減となっており、住宅費におきましては7,878万2,000円、28.5%減。折口住宅除却事業費のほか、通常の維持管理費でございます。

次に、消防費につきましては、6億369万8,000円、対前年度比23.1パーセント減の計上であります。

常備消防費は、西はりま消防組合への負担金3億8,856万4,000円などを計上しております。非常備消防費は、消防団ポンプ付き積載車4台の更新費用を計上。そのほか、主なものといたしましては、団員報酬1,608万6,000円、消防団員退職報償金3,717万円、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金2,454万4,000円、消防施設整備費補助金800万円などがございます。災害対策費では、避難所等井戸設置事業費を計上し、今回は、利神小学校及び三河小学校への設置を予定いたしております。危険空き家対策といたしましての自主防災組織への活動助成金は、400万円を計上をいたしました。

次に、教育費につきましては、11億8,054万8,000円、対前年度比5.9パーセントの減

を計上しております。

うち、教育総務費におきましては2億926万円、29.8パーセントの増で、主なものとしたしましては、小中学校の校務用パソコンの更新費用として4,330万8,000円。そのほか、私立幼稚園保育料軽減事業補助金540万円、平成21年台風第9号災害遺児等修学・生活支援金94万円などがございます。国際理解教育推進事業費、特別支援教育推進費の総額は、それぞれ1,016万8,000円と911万8,000円となっております。

小学校費におきましては2億9,832万3,000円、17.0パーセントの減で、。内訳といたしましては、学校管理費が総額6,140万4,000円、教育振興費が3,100万6,000円、通学対策費が7,106万3,000円、小学校施設整備費が1億3,485万円でございます。うち、主なものとしたしましては、教育振興費の校外学習支援事業補助金33万3,000円、子育て支援事業補助金1,125万円。小学校施設整備費で、上月小学校のエレベーターの設置、また、三日月小学校の大規模改造に係る事業費を計上いたしております。

中学校費におきましては、1億696万円で、41.7パーセントの減となっております。内訳といたしましては、学校管理費が総額4,938万8,000円。教育振興費が3,717万2,000円、通学対策費が2,040万円。うち、主なものとしたしまして、教育振興費の校外学習支援事業補助金24万2,000円、子育て支援事業補助金1,302万円を計上しております。

社会教育費におきましては、2億6,465万円で、7.1パーセントの増となっております。主なものとしたしまして、社会教育総務費では、文化協会補助金100万円、子ども歌舞伎育成会負担金160万円、手作り文化スタッフ助成金40万円などがございます。生涯学習振興費は、総額1,161万5,000円。町高年大学、人権啓発、町文化祭などの経費を計上しております。図書館費は、総額2,495万3,000円。うち、さよう文化情報センター運営費も、例年通り、通常管理運営費で、総額4,474万円の計上でございます。文化財保護費は、総額5,855万2,000円で、三日月藩乃井野陣屋跡整備事業費などを計上しております。利神城跡等国指定推進事業費は326万6,000円を計上し、引き続き史跡国指定への取り組みを推進してまいります。

保健体育費におきましては、3億135万5,000円で、0.7パーセントの減となっております。主なものとしたしまして、保健体育総務費では、スポーツ推進委員報酬54万4,000円、体育協会補助金670万円、マラソン大会運営助成金246万8,000円などがございます。スポーツ公園運営費では、総額1,959万9,000円。上月スポーツグラウンド、南光スポーツ公園、三方里山公園などの管理費でございます。体育館運営費では、上月体育館の照明のLED化事業費3,500万円を計上しております。

公債費につきましては、20億1,146万4,000円、対前年度比1.9パーセント減の計上であります。

元金償還金18億3,465万8,000円、利子償還金1億7,677万6,000円でございます。

諸支出金につきましては、2億6,701万8,000円、対前年度比48.6パーセント減の計上であります。

うち、公営企業費におきましては6,046万5,000円、99.2パーセントの増。水道事業会計への繰出金でございます。

基金費におきましては2億655万3,000円、57.8パーセントの減で、一般会計に係る各種基金の積立金でございます。

歳出の最後、予備費につきましては、1,000万円、毎年同額を計上しております。

続きまして、予算第2条、債務負担行為につきまして、第2表、債務負担行為によりまして説明をいたします。6ページでございます。

第2表債務負担行為で、ひまわりの郷ふれあいセンター指定管理委託、南光地域福祉センター指定管理委託、長谷地域交流センター指定管理委託、久崎老人福祉センター指定管

理委託、三日月福祉拠点施設指定管理委託、上月農産物処理加工施設・上月地域特産物直売所指定管理委託、南光ひまわり館指定管理委託、味わいの里三日月指定管理委託、土づくりセンター指定管理委託、ひなくらリフレッシュビレッジ指定管理委託、昆虫館指定管理委託、平福郷土館指定管理委託、中小企業者支援事業資金融資利子補給につきまして、それぞれ、地方自治法第 214 条の規定に基づきまして、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、地方債につきまして、第 3 表、地方債によりまして説明をいたします。7 ページでございます。

まず、臨時財政対策債 4 億 1,477 万 7,000 円。過疎地域自立促進事業 1 億 1,660 万円。児童福祉施設整備事業 5 億 8,990 万円。農業生産基盤整備事業 610 万円。道路新設改良事業 2 億 8,150 万円。急傾斜地崩壊対策事業 3,120 万円。消防施設設備整備事業 4,110 万円。義務教育施設整備事業 1 億 3,260 万円。歴史的環境保存施設整備事業 4,760 万円。社会体育施設整備事業 3,320 万円となっており、以上のとおり、起債予定額といたしまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 4 条、一時借入金につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入れの最高額を 30 億円と定めるものでございます。

最後に、予算第 5 条、歳出予算の流用につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第 220 条第 2 項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 5 条第 1 項第 1 号に規定する人件費と定めております。

以上で、平成 28 年度一般会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 68 号、平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,909 万 6,000 円と定めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりましてご説明をいたします。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

財産収入につきましては、財産運用収入 1,502 万 7,000 円で、口長谷地域の中山残土処分地を佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合へメガソーラー用地として貸し付けましたので、その用地賃貸料が 502 万 7,000 円となっております。また、佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合出資配当金が 1,000 万円でございます。

繰越金につきましては、平成 27 年度から 1,000 円の繰り越しを予定しております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入 4,406 万 8,000 円で、佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合へ貸し付けをした資金の元金及び利息の返済収入でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、繰出金 5,909 万 5,000 円で、一般会計への繰出金でございます。4,000 万 8,000 円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しをいたします。

予備費につきましては、1,000 円ということで、名目予算でございます。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 69 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26 億 9,143 万 7,000 円といたしております。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりましてご説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、3 億 7,910 万 3,000 円を計上し、対前年度比 1.7 パー

セント、金額にして 664 万 9,000 円の減を見込んでいます。主なものといたしましては、一般被保険者国民健康保険税で 3 億 5,239 万 5,000 円を計上しております。

一部負担金は 4,000 円、前年度と同額を計上しております。

使用料及び手数料は、15 万円で、前年度と同額、督促手数料でございます。

国庫支出金は、5 億 2,551 万円を計上。うち、国庫負担金は療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金で 3 億 8,445 万 9,000 円を見込み、国庫補助金は 1 億 4,105 万 1,000 円で、財政調整交付金でございます。

療養給付費等交付金は、1 億 1,700 万 3,000 円で、退職被保険者の保険給付費に係る交付金を計上いたしております。

前期高齢者交付金は、7 億 2,137 万 6,000 円を計上し、前期高齢者の各医療保険者間の負担の不均衡を調整する交付金でございます。

県支出金は、1 億 4,265 万 2,000 円を計上し、うち、県負担金は高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金 1,369 万 8,000 円を、県補助金は財政調整交付金 1 億 2,895 万 4,000 円を計上いたしております。

共同事業交付金は、5 億 8,386 万 7,000 円を計上、著しく高額な医療費の発生による影響を緩和するための交付金で、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業の交付金でございます。

財産収入は、7 万 5,000 円で、保険給付費準備基金から生じる利子でございます。

繰入金は、2 億 1,998 万 9,000 円で、他会計繰入金は、一般会計から 2 億 1,998 万 8,000 円を繰り入れし、基金繰入金は 1,000 円の名目予算であります。

繰越金も、2,000 円の名目予算であります。

諸収入は、170 万 6,000 円を計上し、うち、延滞金、加算金及び過料 110 万円、受託事業収入 1,000 円、雑入 60 万 5,000 円でございます。

次に歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費では 3,367 万 8,000 円を計上し、内訳は、総務管理費が、人件費・事務費として 3,172 万 9,000 円、徴税費が保険税の賦課徴収経費 172 万 4,000 円、運営協議会費 22 万 3,000 円、趣旨普及費 2,000 円でございます。

次に、保険給付費では 17 億 2,324 万 2,000 円を計上し、療養諸費 15 億 1,419 万 4,000 円、高額療養費 2 億 62 万円、移送費 10 万円、出産育児諸費 630 万 4,000 円、葬祭諸費 200 万円、結核医療付加金 2 万 4,000 円でございます。

後期高齢者支援金等は、2 億 3,821 万 8,000 円で、後期高齢者医療制度を支える拠出金を計上いたしております。

前期高齢者納付金等は 30 万 4,000 円、老人保健拠出金は 1 万 3,000 円を計上いたしております。

介護納付金は、8,916 万 3,000 円、介護給付に要する経費を計上しております。

共同事業拠出金は、5 億 8,386 万 7,000 円で、高額な医療費等の発生による影響を緩和するための、共同事業交付金の財源となる、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業の拠出金を計上しております。

保健事業費は 1,037 万 3,000 円を計上し、特定健康診査等事業費 865 万 6,000 円、保健事業費 171 万 7,000 円でございます。

基金積立金は 7 万 5,000 円で、保険給付費準備基金から生じます、利子分の積み立てを計上しております。

諸支出金は 250 万 4,000 円を計上し、償還金及び還付加算金であります。

予備費は、1,000 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項

の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用につきましての説明をいたします。

地方自治法第 220 条第 2 項に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 3 条第 1 項第 1 号に規定する保険給付費と定めるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 70 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 230 万 2,000 円といたしております。

その中身につきまして、歳入歳出予算によりまして説明をいたします。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、1 億 9,302 万 5,000 円を計上し、対前年度比 0.2 パーセント、金額にして 39 万 1,000 円の減を見込んでおります。

使用料及び手数料は 1,000 円で、督促手数料でございます。

県広域連合支出金は 192 万 2,000 円、寄附金は 1,000 円の名目予算であり、繰入金は 1 億 323 万円で、全額他会計繰入金、繰越金は 361 万円でございます。

諸収入は 51 万 3,000 円を計上し、延滞金、加算金及び過料が 2,000 円、償還金及び還付加算金が 51 万円、雑入が 1,000 円でございます。

次に、歳出についてであります。総務費は 1,192 万 7,000 円で、全額が総務管理費で、職員の人件費及び事務費を計上しております。

保健事業費は 205 万 5,000 円、後期高齢者の健康診査に係る経費を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 8,769 万 9,000 円、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する、保険料や運営事務費等の負担金を計上いたしております。

諸支出金は 52 万 1,000 円を計上し、うち、償還金及び還付加算金が 52 万円、繰出金が 1,000 円の計上でございます。

予備費は、10 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 71 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22 億 7,830 万 5,000 円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,089 万 9,000 円と定めております。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によりましてご説明申し上げます。

本予算のうち、まず、事業勘定の歳入から、1 ページをご覧ください。

保険料は、介護保険料として第 1 号被保険者保険料 4 億 904 万 7,000 円を計上しております。

分担金及び負担金は、負担金として認定審査会受託金 2 万 3,000 円を計上しております。

使用料及び手数料は、手数料として督促手数料 1,000 円の計上であります。

国庫支出金 5 億 7,279 万 1,000 円のうち、国庫負担金は 3 億 7,842 万 3,000 円、国庫補助金は 1 億 9,436 万 8,000 円となっております。

支払基金交付金は 6 億 37 万 8,000 円を計上いたしております。

県支出金 3 億 2,398 万 6,000 円のうち、県負担金は 3 億 1,567 万円、県補助金は 831 万

6,000 円となっております。

財産収入は、財産運用収入として 1 万 1,000 円を計上しております。

繰入金は、一般会計繰入金として 3 億 6,673 万 3,000 円の計上であります。

繰越金は 1,000 円の計上であります。

諸収入 533 万 4,000 円のうち、延滞金、加算金及び過料として 2,000 円、雑入として 533 万 2,000 円を計上しておりまして、主なものといたしましては、食の自立利用料 428 万 4,000 円でございます。

続いて、歳出でございますが、2 ページをご覧ください。

総務費は、1 億 432 万 2,000 円を計上しております。そのうち、総務管理費は 9,116 万 3,000 円とし、主なものは、人件費並びに介護支援システム保守点検委託料 182 万 8,000 円、社会保障・税番号制度システム整備委託料 124 万 2,000 円、介護保険訪問調査管理システム導入委託料 746 万 6,000 円などでございます。介護認定審査会費は 1,224 万 7,000 円とし、主なものは、主治医意見書等手数料 721 万 7,000 円、介護認定審査会委員報酬 318 万 8,000 円などでございます。また、運営委員会費として 13 万 4,000 円、地域支援事業費として 77 万 8,000 円をそれぞれ計上いたしております。

保険給付費は、21 億 3,567 万 2,000 円を計上しており、そのうち、介護サービス等諸費は 19 億 138 万 8,000 円とし、主なものは、在宅介護サービス給付費 5 億 5,857 万 3,000 円、地域密着型介護サービス給付費 3 億 6,173 万 9,000 円、施設介護サービス給付費 8 億 7,083 万 3,000 円などでございます。支援サービス等諸費は 8,789 万 6,000 円とし、主なものは、介護予防サービス給付費 6,434 万 2,000 円でございます。また、その他諸費として 141 万 6,000 円、高額介護サービス等費として 3,070 万 8,000 円、特定入所者介護サービス等費 1 億 557 万円、高額医療合算介護サービス等費 869 万 4,000 円をそれぞれ計上いたしております。

地域支援事業費は、3,446 万 8,000 円を計上しております。そのうち、介護予防事業費は 864 万円、包括的支援事業費は 840 万 2,000 円でございます。また、任意事業費として 1,742 万 6,000 円を計上しており、主なものは、家族介護支援事業委託料 1,174 万 5,000 円、生きがいと健康づくり事業委託料 465 万 1,000 円などでございます。

基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として 1 万 1,000 円を、諸支出金は、償還金及び還付加算金 83 万 1,000 円、繰出金 1,000 円の合計 83 万 2,000 円を、また、予備費としては 300 万円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、サービス事業勘定についての説明を申し上げます。23 ページをご覧ください。

歳入では、サービス収入で居宅支援サービス計画費収入として 1,089 万 9,000 円を計上しております。

歳出では、サービス事業費で介護予防支援委託料として 780 万 2,000 円、諸支出金として一般会計への繰出金で 309 万 7,000 円をそれぞれ計上しております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてのご説明を申し上げます。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入れの最高額を、事業勘定 3,000 万円、サービス事業勘定 3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用についての説明を申し上げます。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 3 条第 1 項第 1 号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 72 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計予算についての提案のご説明を

申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,683万3,000円と定めております。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算により説明を申し上げます。

まず、歳入から、1ページをご覧ください。

事業収入につきましては、定員50名の施設入所者にかかる収入金として1億1,698万7,000円、寄附金は1,000円を、繰入金につきましては、一般会計よりの繰入金927万5,000円でございます。諸収入につきましては、短期宿泊事業の受託事業収入38万1,000円と雑入18万9,000円の合計57万円を計上いたしております。

続いて、歳出でございますが、民生費、老人ホーム費1億2,679万3,000円のうち、一般管理費では施設運営のための人件費及び施設管理費など8,511万6,000円を、運営費では、入所者に関する食事材料費など4,167万7,000円をそれぞれ計上しております。予備費は4万円としております。

次に、予算第2条、一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定に基づいて、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を100万円と定めるものでございます。

以上で、朝霧園特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 町長、しばらくすみません。ちょっとだけすみません。ちょっと、お話ししたいので、ちょっとだけ待ってください。

ここでお話しします。午後5時が来ようとしておりますが、時間を延長して審議を続けたいと思いますので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

はい、それでは、お願いします。

町長（庵逄典章君） 次に、議案第73号、平成28年度佐用町簡易水道事業特別会計予算についての説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,152万8,000円に定めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算によって説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書の1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金174万2,000円を計上し、新規加入5件、給水工事負担金1件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、3億4,419万9,000円を計上し、使用料におきましては、3億4,387万6,000円で、平成27年度の使用状況を勘案し、現年度分3億4,204万2,000円、滞納分として182万6,000円を見込んでおります。手数料におきましては、32万3,000円で、設計・検査手数料、開閉栓手数料等でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入59万2,000円を計上し、財政調整基金利子でございます。

繰入金につきましては、繰入金2億5,048万9,000円で、内訳は一般会計繰入金2億5,005万4,000円、財政調整基金繰入金43万5,000円でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金として1,000円を、諸収入につきましては、雑入として県道千種新宮線道路改良工事に伴う補償費等で460万5,000円を計上し、町債につ

きましては、建設改良費の財源として、簡易水道事業債 2,990 万円を計上いたしております。

次に、歳出の説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。

簡易水道事業費につきましては、3 億 1,083 万 9,000 円を計上いたしております。うち、管理費におきましては 2 億 3,506 万 7,000 円を計上し、主なものといたしましては、一般管理費は 5,402 万 4,000 円で、審議会委員報酬、人件費及び公課費として消費税納付金などの経常経費でございます。現場管理費では 1 億 8,045 万 1,000 円で、施設の維持管理運転経費を計上いたしております。内訳は、需用費では、浄水場等の光熱水費、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管等の修繕費として 8,587 万 5,000 円を、役務費では、浄水施設等の電話回線使用料 266 万 5,000 円。委託料では、電気保安業務、メーター検針、電気計装設備管理、水道施設管理等の各種委託料として 6,323 万 9,000 円を。工事請負費では、配水池清掃工事、浄水場ろ過膜洗浄工事、薬注装置の更新、沈殿池、取水井の清掃等で 2,157 万 2,000 円を。原材料費では、水道嵩上げ資材及びメーター等の購入費、漏水等の補修資材費として 635 万 8,000 円などでございます。

建設改良費におきましては、7,577 万 2,000 円を計上し、主なものといたしましては、委託料で、真宗地区水道管移設工事等の設計委託料として 2,474 万 2,000 円を。工事請負費では、本位田浄水場膜モジュール更新工事費として 5,100 万円でございます。

公債費といたしましては、簡易水道事業債の償還元金及び償還利子で 3 億 2,058 万 9,000 円を計上いたしております。

予備費につきましては、10 万円の計上でございます。

次に、予算第 2 条の地方債についての説明を申し上げます。

同じく 2 ページ、第 2 表の地方債のとおり、簡易水道事業 2,990 万円の起債予定額におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、一時借入金につきまして、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 2,000 万円と定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 74 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましてのご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 5,071 万円に定めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算によって説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、132 万 8,000 円を計上し、そのうち、分担金におきましては、滞納繰越金分として 1,000 円を、負担金におきましては、5 件の新規加入と 1 件の工事負担金を見込み、132 万 7,000 円を予定いたしております。

使用料及び手数料につきましては、2 億 245 万 9,000 円を計上し、そのうち、使用料におきましては 2 億 243 万 9,000 円で、施設使用料として、現年度分 2 億 103 万 1,000 円、滞納分 133 万 9,000 円を見込んでおります。手数料におきましては 2 万円で、排水工事店指定手数料等でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 6,724 万円を計上し、排水施設の統廃合及び三日月・佐用浄化センターの長寿命化計画策定及びマンホールポンプ場改築工事等の補助金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 5 億 1,826 万 8,000 円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円を計上いたしております。

諸収入につきましては、雑入 241 万 4,000 円を計上し、国・県道改良工事に係る管渠移設補償費等でございます。

町債につきましては、公共下水道事業債 5,900 万円を計上いたしております。

次に、歳出の説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。

公共下水道事業費につきましては、4 億 627 万円を計上しております。うち、管理費におきましては 1 億 9,980 万 8,000 円を計上し、主なものとして、一般管理費では 4,560 万 6,000 円で、職員の人件費、各種関係団体への負担金、消費税納付金等の経常経費でございます。現場管理費では 1 億 5,420 万 2,000 円で、需用費として、5 カ所の処理場をはじめ、マンホールポンプ場、雨水ポンプ場、下水道管路の維持管理に要する経費で、光熱水費、医薬材料費、機器及びマンホールの修繕料費などで 5,024 万 1,000 円を、計上しております。役務費では、警報通報システム経費としての通信電話料等 579 万 6,000 円を計上し、委託料では、浄化センターの管理、汚泥処理、水質検査、機器の点検整備等の各委託料として 8,458 万円を計上し、工事請負費では、管路修繕工事、舗装補修、マンホールポンプ修繕、各施設の機械電気設備の補修工事等として 1,300 万円などでございます。

事業費におきましては、建設改良費として 2 億 646 万 2,000 円を計上し、内訳として、職員の人件費のほか、委託料では、生活排水施設統廃合に伴う三日月・佐用浄化センター長寿命化計画策定および真宗地区下水道管移設設計等に係る経費 5,864 万 6,000 円を、工事請負費では、国道 373 号久崎交差点改良工事に伴う管渠移設工事、統廃合に伴うマンホールポンプ場改築工事等で 1 億 1,950 万円などでございます。

公債費につきましては、4 億 4,434 万円で、町債償還元金及び町債償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円の計上でございます。

次に、予算第 2 条、地方債につきましては、同じく 2 ページの第 2 表、地方債のとおり、特定環境保全公共下水道事業 5,900 万円の起債予定額におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、一時借入金につきましては、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 75 号、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 4,785 万 8,000 円に定めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算によって説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金 42 万 5,000 円を計上し、新規加入 1 件分を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては 1 億 1,884 万 1,000 円を計上し、現年度分として、浄化槽使用料 6,169 万 4,000 円、農業集落排水施設使用料 5,664 万 9,000 円、滞納分として、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料で 49 万 7,000 円を予定いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3 億 2,785 万 1,000 円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円を計上いたしております。

諸収入につきましては、雑入 74 万円を計上し、検査事務手数料などでございます。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、2 億 2,490 万 9,000 円を計上して、うち、浄化槽管理費におきましては 1 億 2,898 万 2,000 円で、光熱水費、ブ

ロー交換、漏水修理の修繕料等の需用費に 978 万 9,000 円を、合併浄化槽の保守管理点検、11 条検査等の委託料として 1 億 508 万 1,000 円を、公課費として消費税納付額 1,385 万 4,000 円などでございます。

農業集落排水施設管理費におきましては 8,542 万 7,000 円で、一般管理費では、職員の人件費、各種関係機関負担金等の経常経費に 1,769 万 9,000 円を、現場管理費では、処理場等の光熱水費、ポンプ・ブロワー等の修繕料等の需用費に 2,224 万 2,000 円を、また、委託料として、浄化センター施設管理、汚泥処理、機器点検整備等の各種委託料で 3,590 万 8,000 円を、工事請負費では、污水管路工事、舗装補修工事、マンホールポンプ及び機器設備等の補修工事費 750 万円などでございます。

農業集落排水施設事業費におきましては 1,050 万円で、資産評価業務の委託料として 950 万円、国・県道等のマス設置工事の工事請負費として 100 万円でございます。

公債費につきましては、2 億 2,284 万 9,000 円を計上し、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円を計上しております。

次に、予算第 2 条、一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めております。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 76 号、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 723 万 5,000 円といたしております。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算によって説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては 592 万 3,000 円で、使用料におきまして、町立野外活動センターの使用料収入を計上しております。

財産収入につきましては、21 万円で、基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、1,510 万 6,000 円で、町費支弁職員 2 名の人件費等でございます。

繰越金につきましては、科目設定 1,000 円であります。

諸収入につきましては、雑入 8,599 万 5,000 円で、天文台公園運営委託金が主なものでございます。

次に、歳出であります。教育費につきましては、社会教育費 1 億 672 万 4,000 円でございます。うち、社会教育総務費では人件費 5,377 万 4,000 円を、グループロッジ運営費では町施設の野外活動センターの管理運営に伴う費用を 792 万円、天文台公園運営費では野外活動センターを除く施設の管理運営のための費用 4,503 万円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、基金費として 21 万 1,000 円を計上して、予備費につきましては、30 万円の計上でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 77 号、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算についての提案の説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 4,320 万 9,000 円といたしております。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算によつての説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入1億14万円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金4,298万9,000円でございます。

諸収入につきましては、雑入8万円であります。

次に、歳出であります。笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費として、1億4,320万9,000円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営に係る費用でございます。

平成28年度につきましては、笹ヶ丘荘本館及びログハウスの施設改修工事の予定をいたしております。

次に、予算第2条、一時借入金についてでございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものであります。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計予算の提案の説明といたします。

次に、議案第78号、平成28年度佐用町歯科保健特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,511万3,000円と定めております。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算によつての説明を申し上げます。

まず、歳入から、1ページをご覧ください。

診療収入は、保険診療報酬の外来収入920万円、財産収入は、財産運用収入1,000円、繰入金は一般会計繰入金1,392万2,000円、繰越金は1,000円、諸収入は雑入として、歯ブラシ売上料など198万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、歳出でございますが、総務費2,291万1,000円のうち、主なものは、歯科医師報酬708万円のほか、歯科衛生士等の賃金467万1,000円などを計上しております。

医業費の220万2,000円のうち、主なものは、医薬材料費100万円、歯科技工委託料76万円などを計上しております。

次に、予算第2条の一時借入金についてでございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、歯科保健特別会計予算の提案の説明といたします。

次に、議案第79号、平成28年度佐用町宅地造成事業特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、さよひめ団地1区画、広山団地2区画、長尾団地1区画の分譲及び、基金造成・公債費の償還にかかるものが主な内容でありまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,400万7,000円といたしております。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算によつての説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算書1ページをご覧ください。

財産収入につきましては、2,253万6,000円で、うち、財産運用収入において7万8,000円、財産売払収入におきましては2,245万8,000円でございます。

繰入金につきましては基金繰入金72万3,000円であります。

繰越金につきましては74万7,000円であり、諸収入につきましては、雑入の名目1,000円でございます。

次に、歳出でございますが、宅地造成費につきましては、2,270万9,000円で、主なものは基金費でございます。

公債費につきましては、72万3,000円で、町債元利償還金でございます。

予備費につきましては、57 万円 5,000 円でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてでございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、宅地造成事業特別会計予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 80 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

平成 28 年度の収益的収入及び支出の予定額は、収入・支出とも 1 億 1,905 万 6,000 円の計上で、対前年比 106.4 パーセントでございます。

主な事業見込内容につきましては、予算第 2 条に定めておりますとおり、農作物共済におきまして、水稻では、引受戸数 1,420 戸、引受面積 7 万 2,350 アールで、前年より 10 戸の減、麦では、引受戸数 8 戸、引受面積 3,750 アールで、前年より 0.8 アールの減を見込んでおります。

家畜共済におきましては、引受戸数 22 戸、引受頭数 2,900 頭で、前年より 1 戸の減、70 頭の減を見込んでおります。

畑作物共済におきましては、引受戸数 28 戸、引受面積 9,871 アールで、前年より 7 戸の減で、367 アールの減を見込んでおります。

園芸施設共済におきましては、引受戸数 18 戸、49 棟で、前年より 3 戸の減、6 棟の減を見込んでおります。

次に、予算第 3 条、収益的収入及び支出でございますが、農作物共済勘定では 697 万 9,000 円、家畜共済勘定では 7,110 万 3,000 円、畑作物共済勘定は 239 万 2,000 円、園芸施設共済勘定では 51 万 3,000 円、業務勘定は 3,806 万 9,000 円で、農作物共済・家畜共済は増額、畑作物共済・園芸施設共済・業務勘定は減額となっております。

業務勘定収益の主なものといたしましては、一般会計からの補助金 2,212 万 7,000 円、共済事業加入者からの賦課金 545 万円、県共済組合連合会から損害防止助成金 120 万 3,000 円などでございます。

業務勘定支出の主なものといたしましては、連合会への支払い賦課金 157 万円、一般管理費 2,934 万 6,000 円、損害評価費 292 万 7,000 円、損害防止費 300 万 7,000 円でございます。

次に、予算第 4 条、一時借入金についてでございますが、当該年度中の借り入れ限度額を 2,000 万円と定めるものでございます。

第 5 条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めております。

第 6 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費 2,448 万 4,000 円と定めております。

最後に、予算第 7 条につきましては、他会計からの補助金として、一般会計から業務勘定へ 2,212 万 7,000 円と定めるものでございます。

以上で、農業共済事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 81 号、平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

この予算は、石井財産区の管理・運営に係るもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 457 万円といたしております。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算によつての説明を申し上げます。

まず、歳入からであります。予算書 1 ページをご覧ください。

繰越金につきましては、456 万 8,000 円で、諸収入 2,000 円につきましては、町預金利

子、雑入それぞれ名目 1,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、91 万円 5,000 円で、総務管理費におきまして、森林災害復旧事業委託料、作業道整備事業負担金、その他経費 91 万 5,000 円でございます。

予備費につきましては、365 万 5,000 円でございます。

以上で、佐用町石井財産区特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次、最後であります、議案第 82 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計予算についてのご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

第 2 条の業務の予定量でございますが、給水戸数 1,757 戸、年間総給水量 55 万 358 立米、一日平均給水量 1,508 立米、受託工事 1 カ所を予定しており、主要な建設改良事業は、国県道の道路改良工事に伴う送配水管移設工事でございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、水道事業収益におきまして、2 億 2,083 万 4,000 円で、第 1 項営業収益は、水道料金、消火栓使用料、手数料等で 1 億 665 万 3,000 円を、第 2 項、営業外収益は 1 億 1,416 万 9,000 円で、高料金対策一般会計繰入金、長期前受金戻入、新規加入金等を、第 3 項、特別利益として 1 万 2,000 円を見込んでおります。

支出の第 1 款、水道事業費におきまして、2 億 3,224 万 7,000 円で、第 1 項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、電気計装等保守点検、電気料及び薬品費等の経常経費、また、メーター検針委託料、漏水及びポンプ等修繕費等で 2 億 1,007 万 7,000 円を、第 2 項、営業外費用は、企業債借入金利息、消費税等で 2,030 万 5,000 円を、第 3 項、特別損失として 176 万 5,000 円を、第 4 項、予備費 10 万円を予定いたしております。

次に、予算書 2 ページをご覧ください。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、資本的収入におきまして 3,014 万 4,000 円で、第 2 項、他会計出資金は 1,414 万 3,000 円で一般会計特別出資金。第 3 項、他会計負担金は、消火栓工事に係るもので一般会計からの負担金 300 万円。第 9 項、工事負担金は、国道 373 号久崎交差点改良工事に伴う送配水管移設工事の県補償費 1,300 万円。第 11 項、投資有価証券受入金 1,000 円を予定をいたしております。

支出の第 1 款、資本的支出におきましては 1 億 9,447 万 8,000 円で、第 1 項、建設改良費は、道路改良工事に伴う送配水管路移設工事等の経費に 4,323 万 7,000 円を、第 2 項では企業債償還金で 5,124 万 1,000 円を、第 3 項では投資有価証券購入に 1 億円を予定いたしております。

収入不足額 1 億 6,433 万 4,000 円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填をする予定といたしております。

第 5 条の一時借入金につきましては、当該年度中の借り入れ限度額を 2,000 万円と定めるものでございます。

第 6 条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる金額を定めております。

次に、予算書 3 ページをご覧ください。

第 7 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第 8 条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの高料金対策として 4,583 万 7,000 円、基礎年金拠出金分として 48 万 5,000 円と定めるものでございます。

第 9 条につきましては、たな卸し資産購入限度額を 67 万 2,000 円と定めるものであります。

内容の詳細につきましては、4ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、また、予定貸借対照表等を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。

以上で、佐用町水道事業会計予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、大変長くなりましたけれども、議案第 67 号から議案第 82 号までの平成 28 年度一般会計並びに各特別会計当初予算の提案の説明を終わらせていただきます。

この来週、7 日、8 日には予算特別委員会の開催を予定していただいておりますが、予算特別委員会等で十分ご審議の上、ご承認を賜われますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題といたしております議案第 67 号から議案第 82 号につきましては、平成 28 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算であります。

この件に関しましては、日程第 90 で、全員による予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 67 号から議案第 82 号につきましては、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 89. 同意第 1 号 佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 89 に入ります。

同意第 1 号、佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを、議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 1 号、佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町石井財産区につきましては、地方自治法第 296 条の 2 の規定により財産管理会を設置しており、その管理委員の任期が 5 月 26 日をもって満了となります。

このため、佐用町石井財産区管理条例第 3 条に基づき、新たに管理委員の選任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方々につきましては、お手元資料の 7 名の方々でございます。

それぞれ、ご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

この際、お諮りいたします。本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の

順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 1 号を採決します。なお、この採決は、挙手によって行います。

同意第 1 号を、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって同意第 1 号、佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第 90. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 90、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りします。平成 28 年度佐用町一般会計、13 特別会計及び 2 事業会計の予算審議のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定されました。

日程第 91. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 91、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、「委員会において、互選する。」となっております。先の全員協議会において協議され、決定されていますので、予算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会予算特別委員会委員長、矢内作夫君。副委員長に竹内日出夫君。以上の両君が選任されましたのでご報告いたします。

日程第 92. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 92 に移ります。

日程第 92 は、委員会付託についてであります。

ここで、しばらく資料配布のため、暫時休憩します。

午後 05 時 26 分 休憩

午後 05 時 27 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催のため明日 3 月 5 日から 13 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、3 月 14 日午前 9 時 30 分より再開いたしますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうも御苦労さまでした。

最後に、予算特別委員会委員長から挨拶がありますので、矢内作夫議員、よろしくお願いいたします。

予算特別委員長（矢内作夫君） それでは、今、議長から指名受けまして、3 月 7 日、8 日、平成 28 年度の予算特別委員会の委員長、副委員長に指名をされました。そしたら、9 時から始めますので、（聴取不能）。

それから、開会時間なんですけど、9 時を予定しておりますので、間違わんように、ひとつよろしく願います。以上です。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、よろしくお願いいたします。はい、お疲れさんでした。

午後 05 時 30 分 散会